

令和7年度 厚生労働省委託

「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」

外国人労働者の 安全衛生管理について

公益社団法人 東京労働基準協会連合会

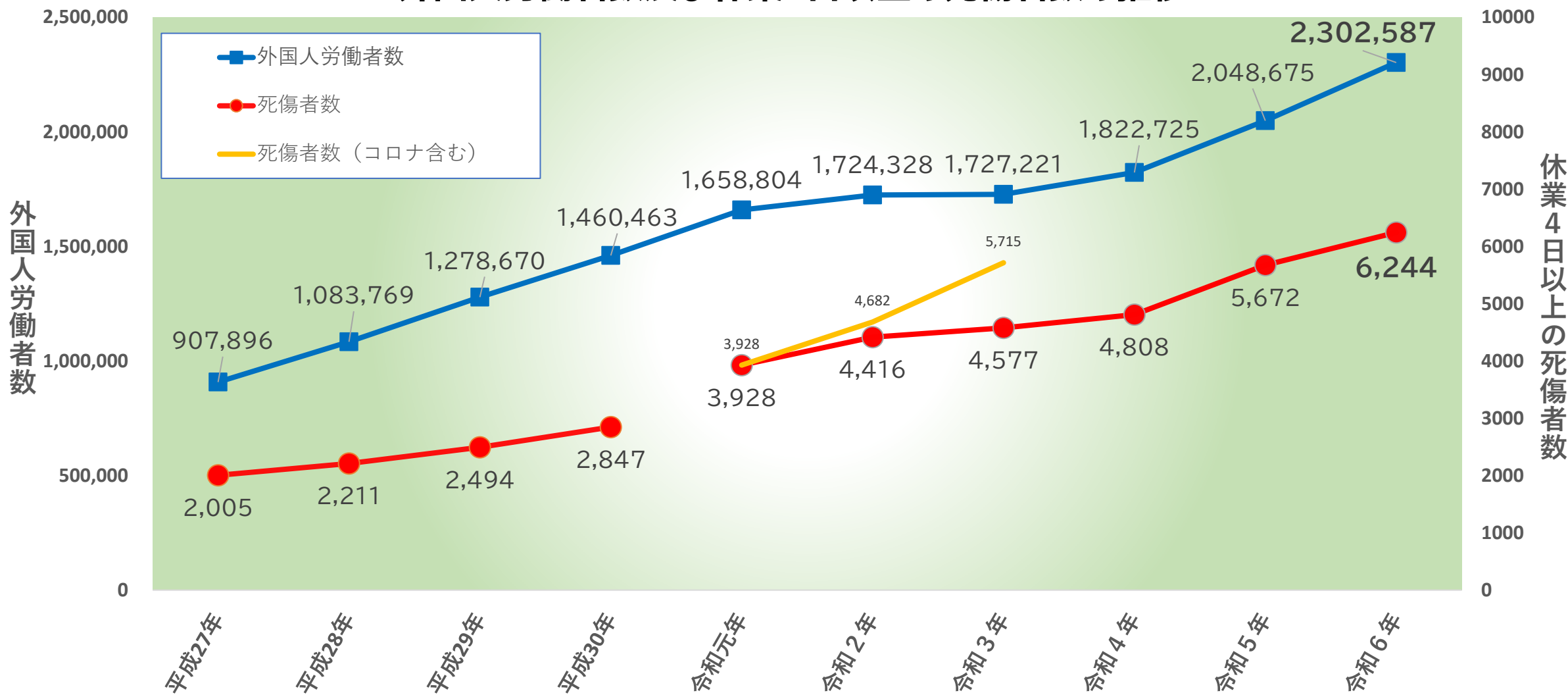


プログラム

1. 労働災害の現状と外国人労働者に係る労働災害に見られる特徴
2. 外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項
3. 外国人労働者に係る災害事例
4. 日常の安全衛生活動
～安全衛生活動（KYT、5S）等に参加させるときの留意点～
5. 健康管理の注意点
6. 視覚的な表現方法による「安全表示」
7. 参考情報

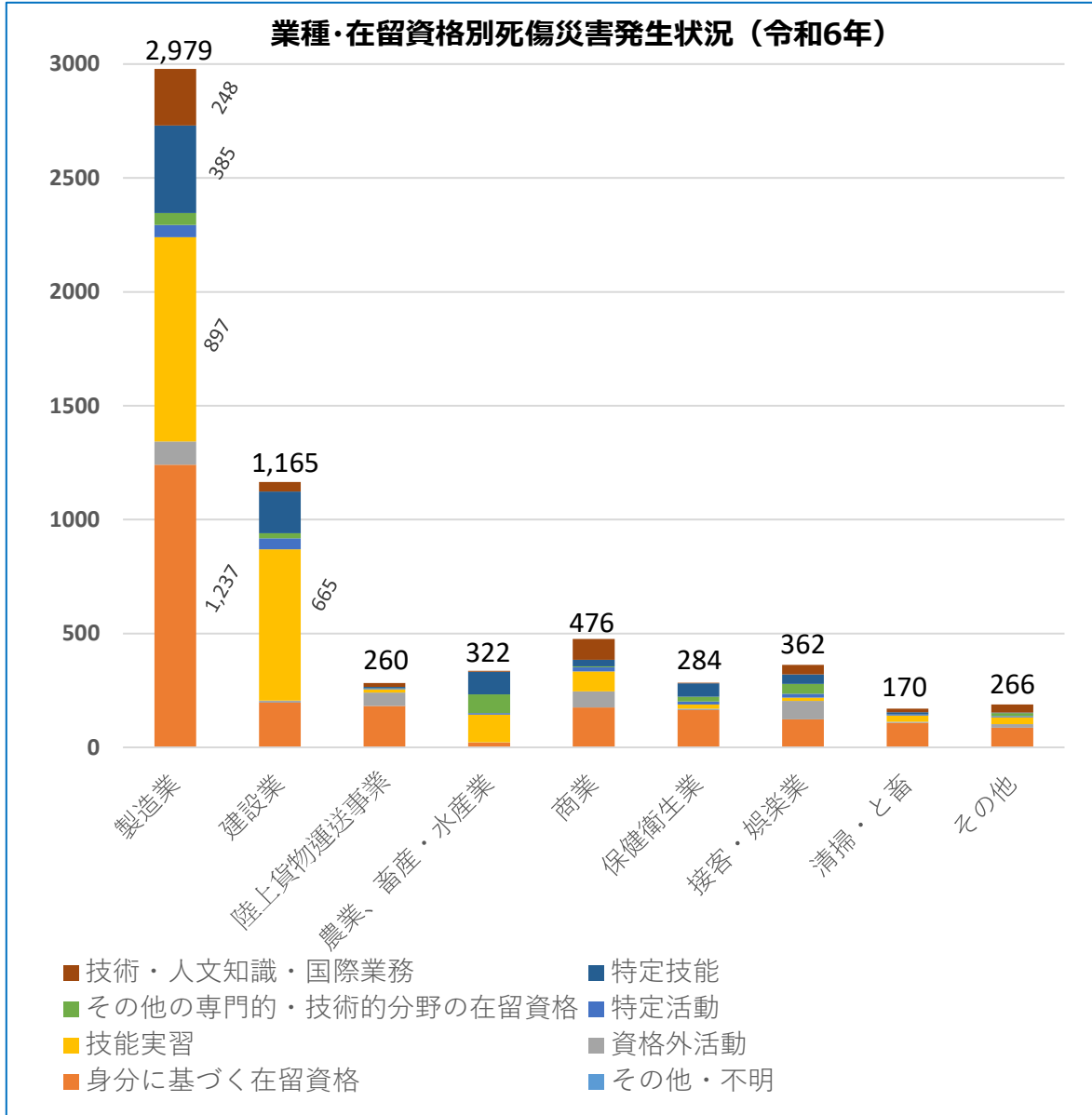
1.労働災害の現状と外国人労働者に係る労働災害見られる特徴

外国人労働者数及び休業4日以上死傷者数の推移

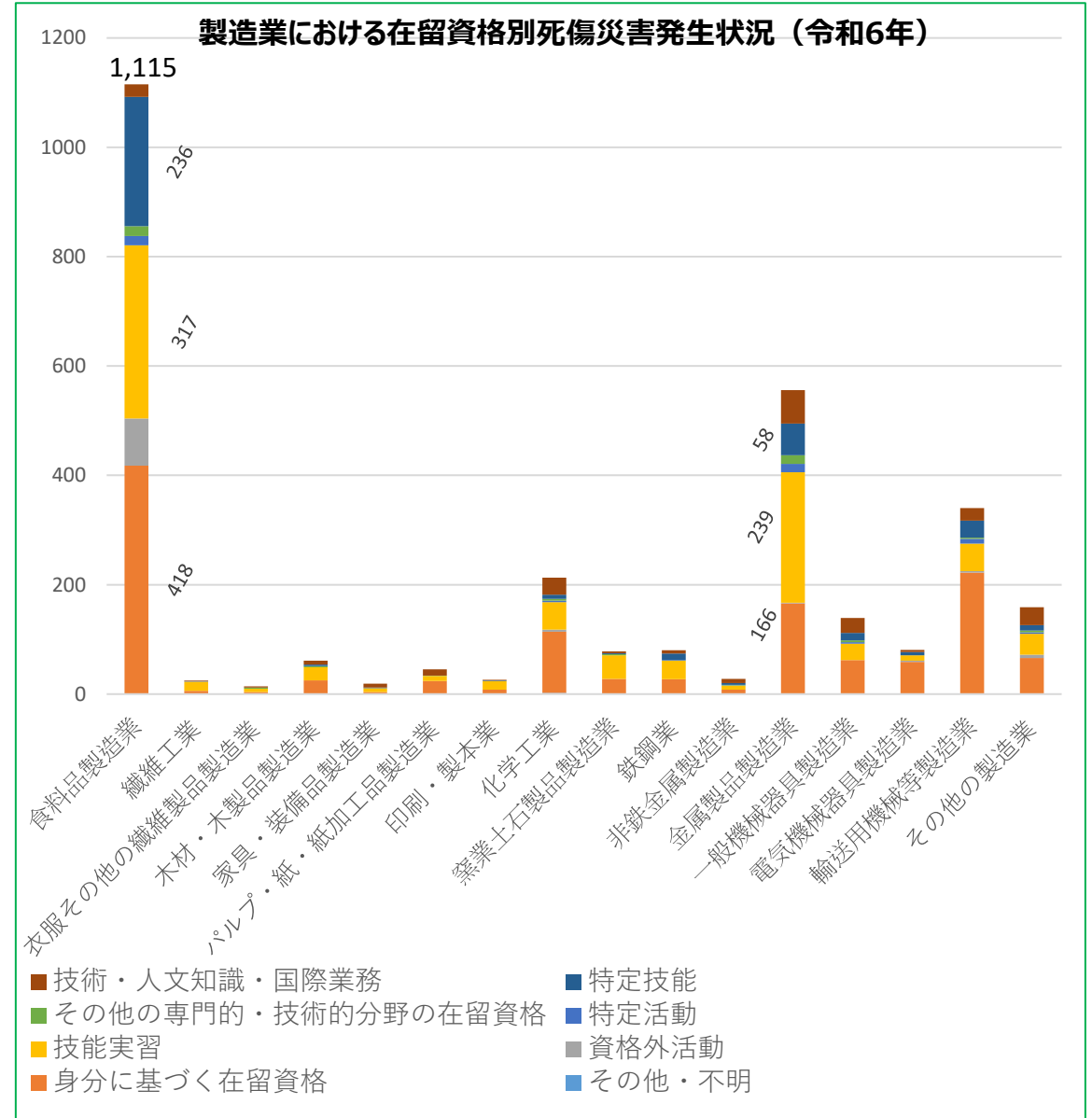


資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況」「労働災害発生状況」

1.労働災害の現状と外国人労働者に係る労働災害見られる特徴



資料出所：厚生労働省「労働災害発生状況」



資料出所：厚生労働省「労働災害発生状況」

1.労働災害の現状と外国人労働者に係る労働災害見られる特徴

業種別・在留資格別年千人率※（令和6年）

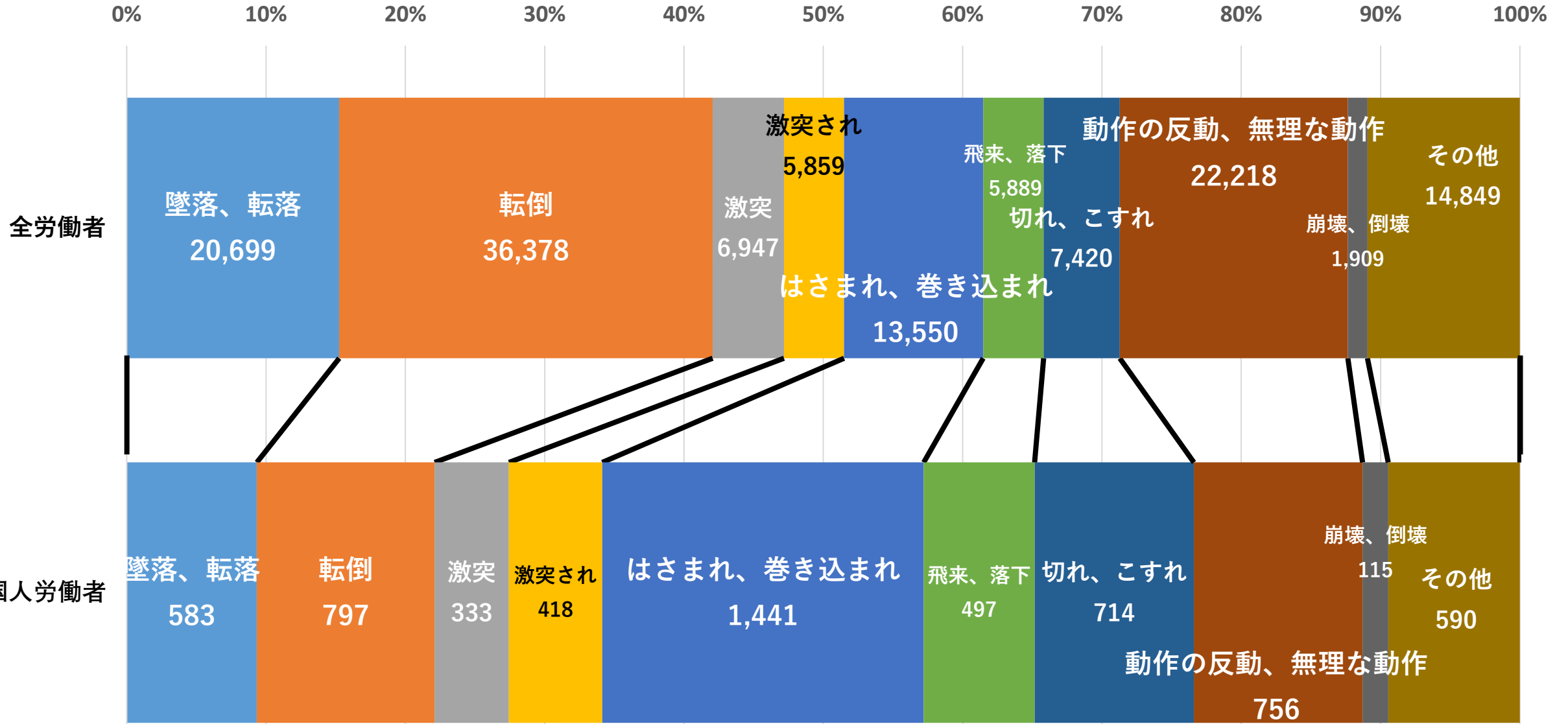
		全産業計	製造業	建設業	商業	保健衛生業	接客娯楽業
全労働者（外国人労働者を含む）		2.3	2.7	4.2	2.2	2.2	2.8
外国人労働者	専門的・技術的分野の在留資格	2.16	4.05	6.63	1.36	1.76	1.87
	うち技術・人文知識・国際業務	1.22	3.23	2.60	1.32	0.95	1.41
	うち特定技能	3.91	4.75	9.40	1.85	1.62	2.22
	特定活動	2.00	3.38	4.77	2.46	0.99	1.22
	技能実習	3.98	4.12	6.20	2.13	0.96	2.09
	資格外活動	0.88	3.23	9.33	0.88	0.70	0.63
	身分に基づく在留資格	3.63	7.55	8.72	2.22	5.70	2.16
	計	2.71	4.98	6.55	1.60	2.44	1.32

※年千人率・・・労働者1,000人当たり1年間に発生する死傷者数

資料出所：厚生労働省「労働災害発生状況」「外国人雇用状況」、総務省「労働力調査」

1.労働災害の現状と外国人労働者に係る労働災害見られる特徴

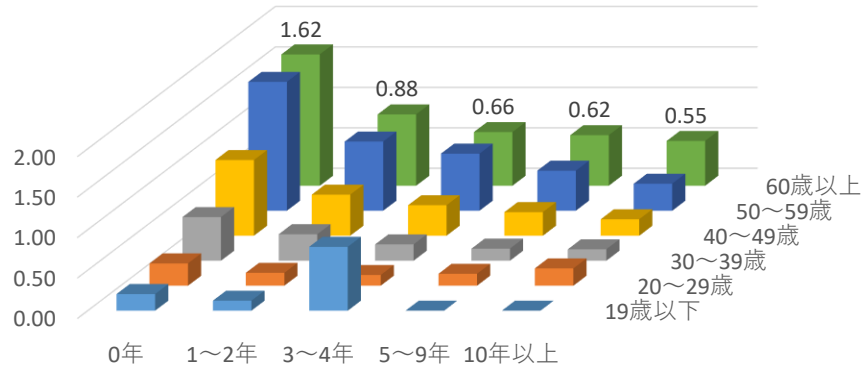
事故の型別死傷災害発生状況（令和6年、全産業）



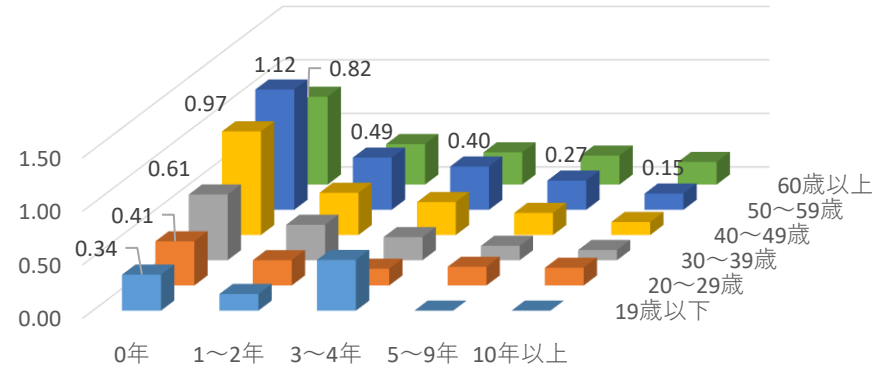
資料出所：厚生労働省「労働災害発生状況」「外国人雇用状況」

労働災害の種類別に見た労働災害の発生率（令和6年）

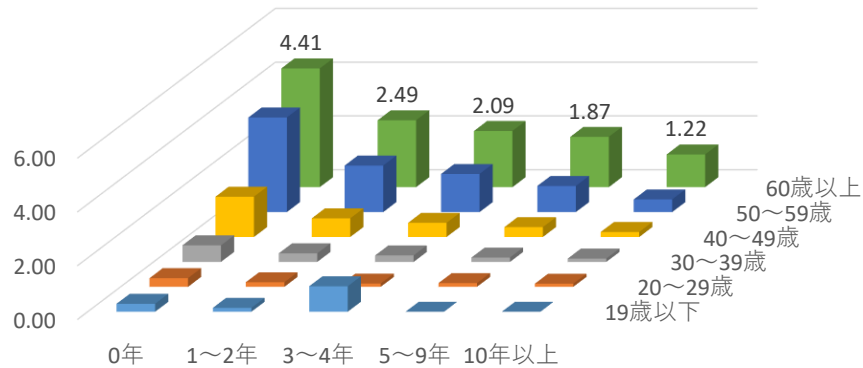
墜落、転落



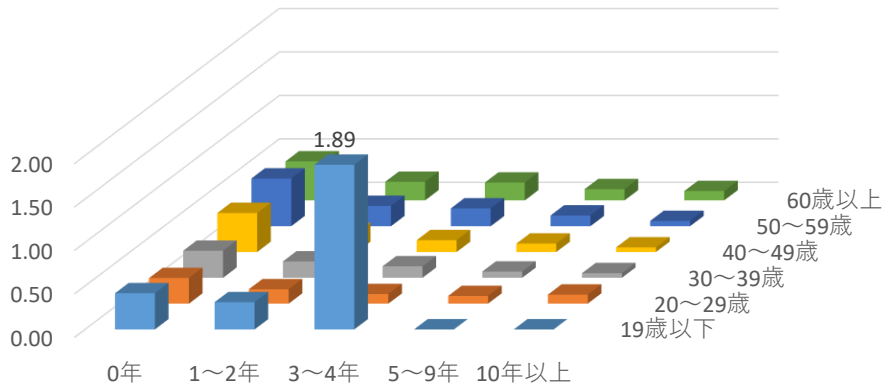
はさまれ・巻き込まれ



転倒



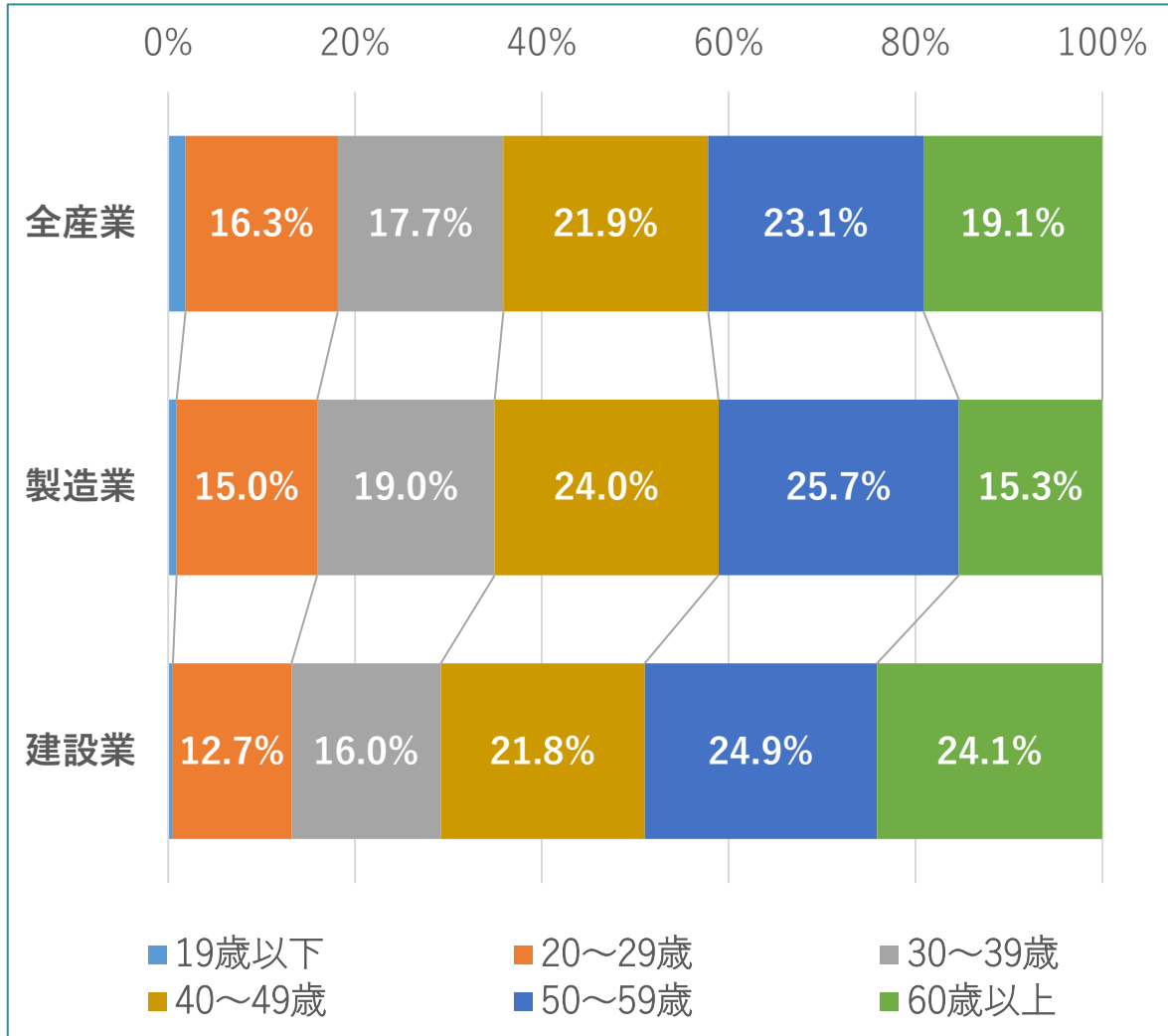
切れ、こすれ



資料出所：厚生労働省「労働災害発生状況」「賃金構造基本統計調査」、総務省「労働力調査」
 発生率（千人率）=1年間の休業4日以上之死傷者数／1年間の平均労働者数×1,000

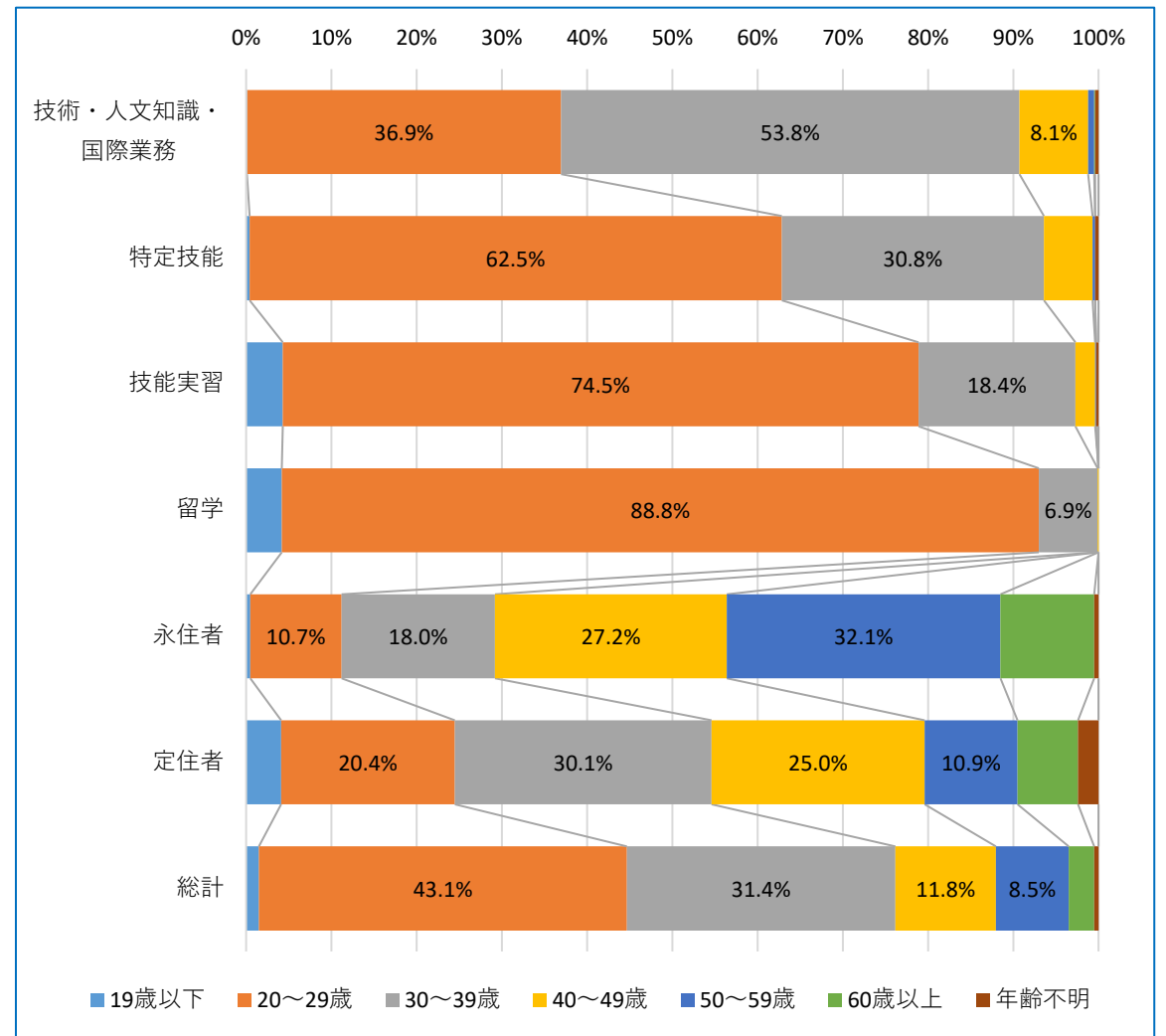
1.労働災害の現状と外国人労働者に係る労働災害見られる特徴

産業別・年齢階層別就業者構成比（令和6年）



資料出所：総務省「労働力調査」

在留資格別・年齢階層別外国人就業者構成比（令和6年）

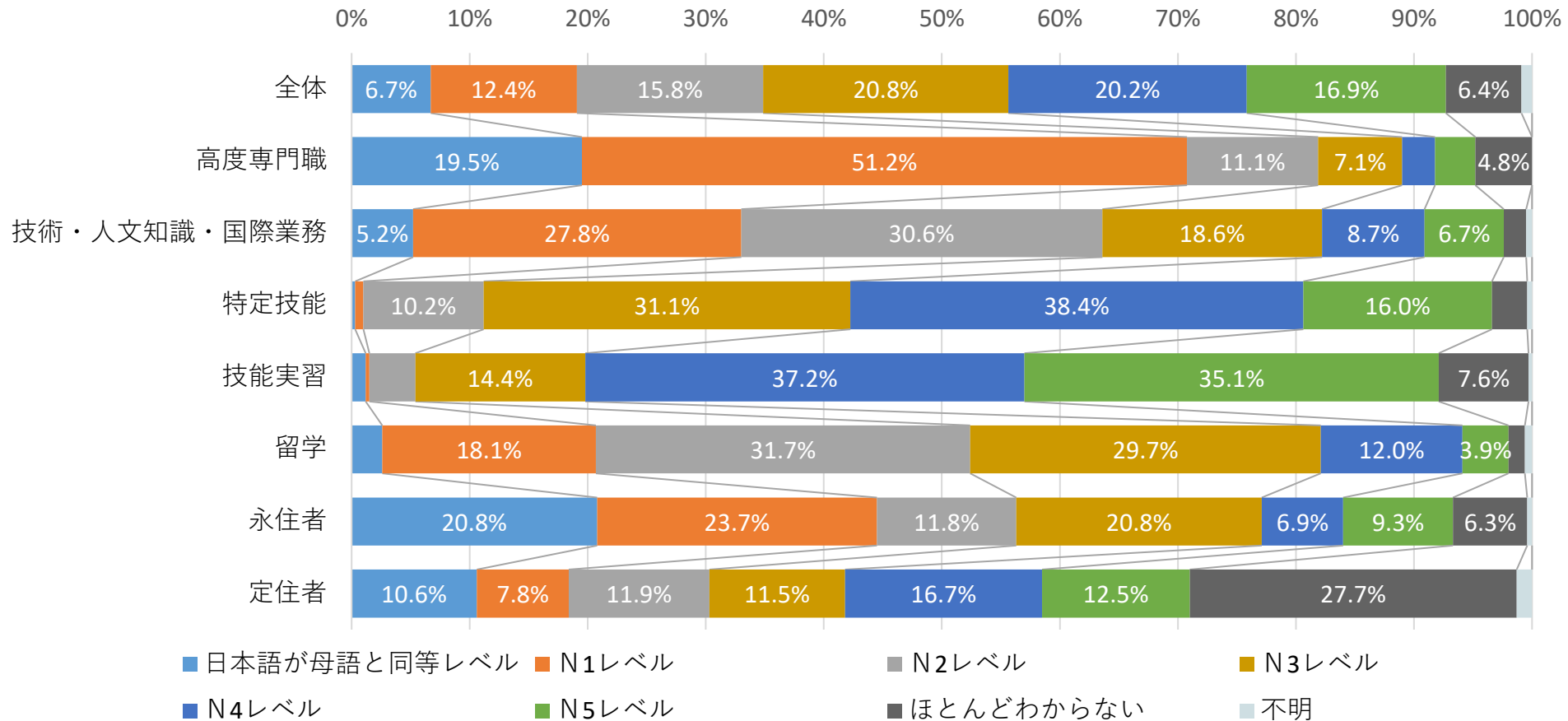


資料出所：厚生労働省「外国人雇用実態調査」

1.労働災害の現状と外国人労働者に係る労働災害見られる特徴

在留資格別日本語能力（読解）

資料出所：厚生労働省「外国人雇用実態調査」



JLPT日本語能力試験

N1 幅広い場面で使われる日本語を理解することができる

N2 日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる

N3 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる

N4 基本的な日本語を理解することができる

N5 基本的な日本語をある程度理解することができる

災害発生状況のまとめ

- ◆ 外国人労働者の労働災害は、就労者の増加を上回って増加しています。
- ◆ 事故の型別にみると、「**はさまれ・巻き込まれ**」「**切れ・こすれ**」災害が多いという特徴があります。
- ◆ 「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」災害は、経験年数の浅い労働者に多く発生しています。
- ◆ 経験が浅い点に着目すると、来日して間のない「**技能実習生**」や派遣での就労が多い、あるいは転職の多い「**定住者**」は経験が浅い例が多く、特に注意が必要です。
- ◆ 経験の不足を補う方法としては「**安全衛生教育**」を徹底する必要があります。
- ◆ 一方、在留資格別に日本語能力に着目すると、労働災害に被災する割合（年千人率）に関連することが疑われます。

このようなことを念頭に、続いて安全衛生教育について検討してみましよう。

2.外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項

安全衛生教育の実施方法（手法・教材での使用言語の選択について）

	メリット	デメリット	参考事項
①日本語による教育	<ul style="list-style-type: none">●教える側が教育内容を理解できている●日本語の習得により、職域以外の場面でも活用できる	<p>理解度がどの程度か判定することが困難</p>	<ul style="list-style-type: none">●在留資格の更新時に日本語能力の検定あり 育成就労⇒特定技能
②母語による教育	<ul style="list-style-type: none">●受講者の理解が容易●公開されている教材が増加している	<ul style="list-style-type: none">●教える側が教育内容を確認することが困難（誤った内容が教えられる可能性あり）●自社に必要な教材が得られない場合がある	<ul style="list-style-type: none">●母語を基礎とする集団が形成されやすく、日本人とのコミュニケーションが疎遠になりやすい
③非言語による教育	<ul style="list-style-type: none">●「言葉の壁」を生じない	<ul style="list-style-type: none">●公開されている教材が少ない●コミュニケーションがない	

2.外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項

- 汎用の教育教材は数多く示されていますが、自社の作業に即した教育が必要です

汎用教材（多言語）の例

厚生労働省ホームページ

外国人労働者の安全衛生対策について

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>)

中央労働災害防止協会ホームページ

外国語安全衛生テキスト

(https://www.jisha.or.jp/international/ftext/ftext_j.html)



☆ マンガでわかる働く人の安全と健康（教育用教材）

厚生労働省では、働く人の安全と健康について、初めて学ぶ方向けに視聴覚教材（漫画教材）を作成しています。外国人労働者等に対して適切な安全衛生教育が実施されるよう、14言語（一部11言語）（日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語（フィリピン）、クメール語（カンボジア）、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語、モンゴル語（、スペイン語、ポルトガル語、韓国語））に対応した業種・作業・危険有害要因（17種類）と業種共通（1種類）の教材を用意していますので、事業場における安全衛生教育に、ぜひご活用ください。

共通教材、介護業、ビルクリーニング業、製造業（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業）、自動車整備業、航空業、宿泊業、飲食料品製造業、外食業、陸上貨物運送事業、フォークリフト、クレーン・玉掛け作業、小売業、食品加工業、溶接業、鋳造業、化学物質取扱い（基礎）、化学物質取扱い（管理）、製材業、生コンクリート製造業、鉄工作業、倉庫業、塗装、めっき、交通労働災害、人や重量物の運搬作業



2.外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項

外国語安全衛生テキスト

抜粋

教材	リンク先	日本語	英語	中国語	ポルトガル語	スペイン語	ベトナム語	その他の言語
	やさしい日本語で学ぶ 初めて日本で働く方のための 安全・健康に仕事をする 1 ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、クメール語対応	0					0	ミャンマー語、ネパール語、クメール語
	やさしい日本語で学ぶ 初めて日本で働く方のための 安全・健康に仕事をする 2 中国語、タガログ語、インドネシア語、タイ語対応	0		0				タガログ語、インドネシア語、タイ語
	外国人労働者向け安全衛生視聴覚教材、あんぜんサイト (介護、ビルクリーニング、製造業(素形材産業・産業機械製造業・電気・電子情報関連産業)、建設、造船・船用工業、自動車整備業、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、陸上貨物運送業、小売業、港湾荷役業、林業、鉱業)	日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、クメール語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語、モンゴル語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語						
	マンガでわかる働く人の安全と健康(厚生労働省) (共通教材、介護業、ビルクリーニング業、製造業(素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業)、自動車整備業、航空業、宿泊業、飲食物品製造業、外食業、陸上貨物運送事業、フォークリフト、クレーン・玉掛け作業、小売業、食品加工業、溶接業、鋳造業、化学物質取扱い(基礎)、化学物質取扱い(管理)、製材業、生コンクリート製造業、鉄工作業、倉庫業、塗装、めっき、交通労働災害、人や重量物の運搬作業)	日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、クメール語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語、モンゴル語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語						
厚生労働省、未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル	製造業	0	0	0	0	0		
	陸上貨物運送事業	0						
	商業	0					0	インドネシア語
	産業廃棄物処理業	日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、クメール語、タガログ語、インドネシア語、タイ語、モンゴル語、韓国語						
	警備業	日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、クメール語、タガログ語、インドネシア語、タイ語、モンゴル語、韓国語						



https://www.jisha.or.jp/international/ftext/ftext_j.html

2.外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項

教材	リンク先	日本語	英語	中国語	ポルトガル語	スペイン語	ベトナム語	その他の言語	
厚生労働省、農業及び水産業の外国人労働者の安全衛生教材	映像教材「安全に農作業するために」	0	0	0			0	インドネシア語、フィリピン語、モンゴル語、タイ語、カンボジア語、ネパール語、ミャンマー語	
	テキスト教材「安全に農作業するために」	0 PDF	0 PDF	0 PDF			0 PDF	インドネシア語PDF、フィリピン語PDF、モンゴル語PDF、タイ語PDF、カンボジア語PDF、ネパール語PDF、ミャンマー語PDF	
	映像教材「日本の漁業で元気に働くために 漁業（漁船・養殖）労働者の災害防止」	0	0	0			0	インドネシア語、フィリピン語、モンゴル語、タイ語、カンボジア語、ネパール語、ミャンマー語	
	テキスト教材「日本の漁業で元気に働くために 漁業（漁船・養殖）労働者の災害防止」	0 PDF	0 PDF	0 PDF			0 PDF	インドネシア語PDF、フィリピン語PDF、モンゴル語PDF、タイ語PDF、カンボジア語PDF、ネパール語PDF、ミャンマー語PDF	
東京都水道局・失敗から学ぶための事例集（英語・日本語）									
技能実習生向け安全衛生マニュアル一覧 （溶接、食品製造業、建設、金属製品製造業、耕種、畜産、研削盤、溶接、脳・心臓疾患による死亡（過労死等）防止対策チェックシート、医療機関への自己申告表・補助問診票）			英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、ラオス語、モンゴル語、ネパール語、日本語						
外国人技能実習機構(OTIT)安全衛生対策マニュアル	農業職種、機械・金属職種	0							
	建設職種	日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語							
	食品製造職種	日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語							

2.外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項

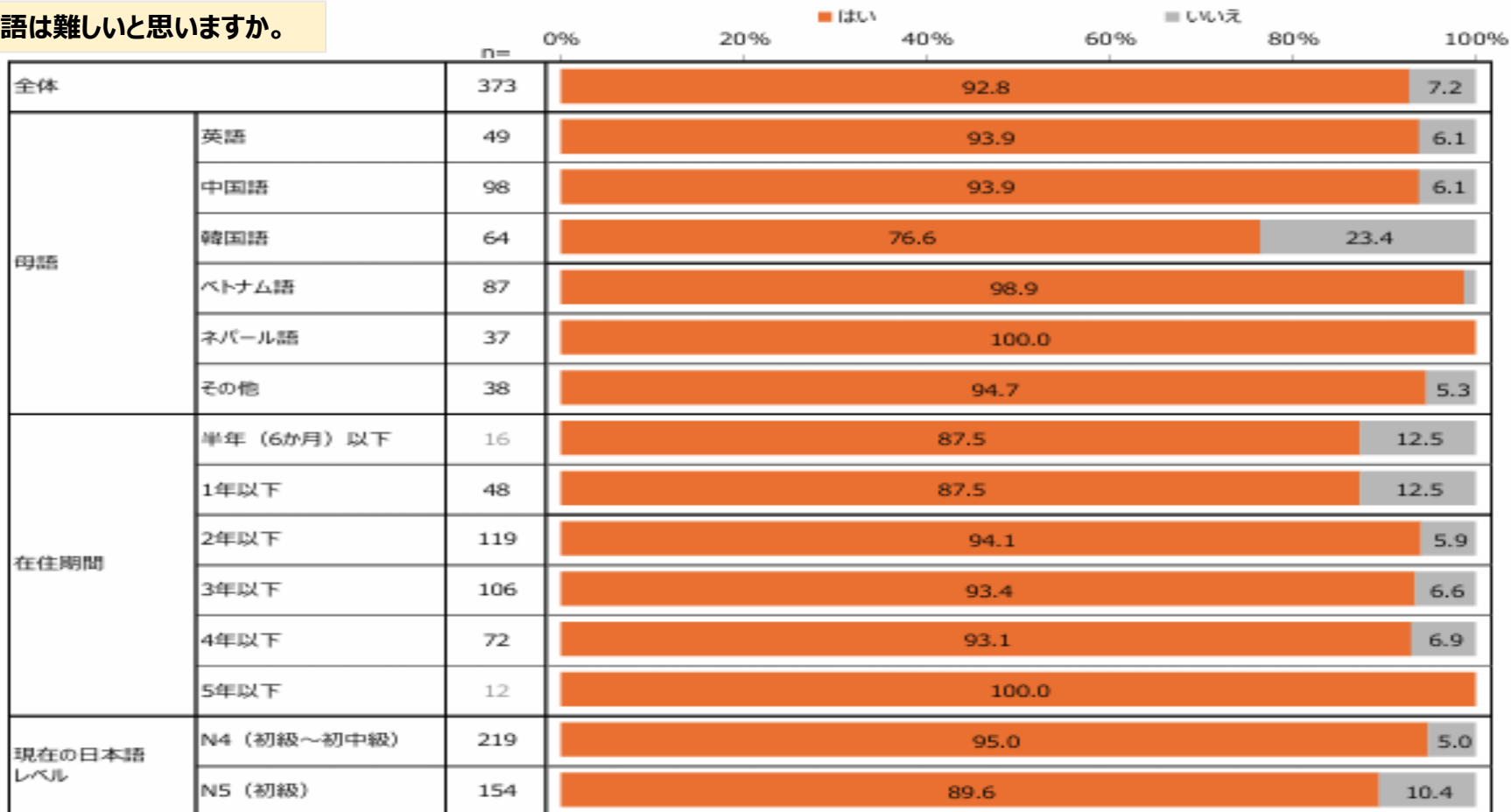
日本語による安全衛生教育の実施に当たって ～『やさしい日本語』の活用～

やさしい日本語を活用した在住外国人への情報伝達に関する調査（公益財団法人東京都つながり創生財団）

◆調査期間：令和7年3月1日～3月14日

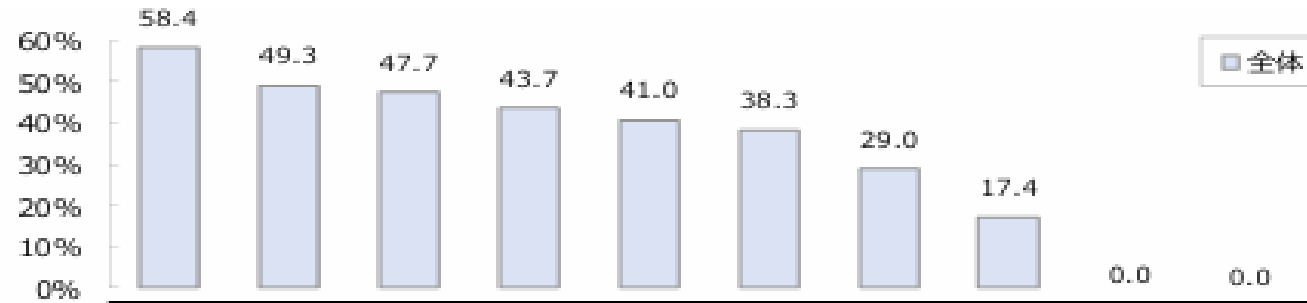
◆調査対象：東京都在住の外国人（日本語能力が初級レベル以下、来日から5年以内）、373サンプル
https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/info/files/02reports_communication2025.pdf

Q 日本人の話す日本語は難しいと思いますか。



2.外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項

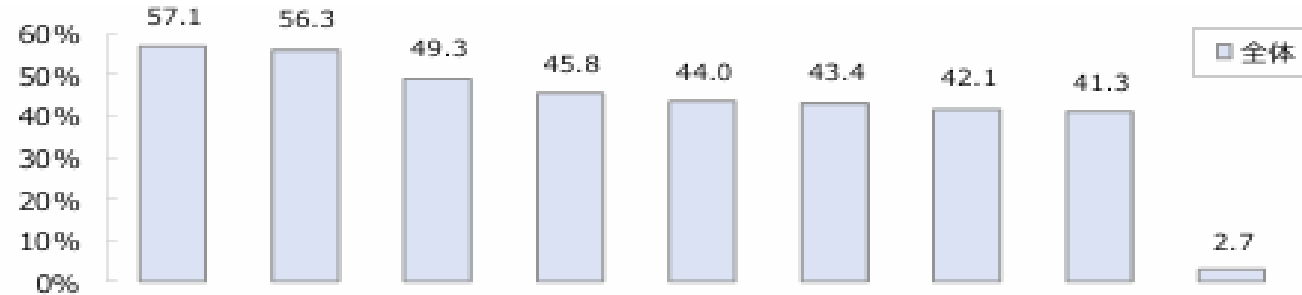
Q どんなときに日本人の話す日本語がわからなくて困りますか。(複数回答可)



		n=	病院の医者と話するとき	区役所・市役所の人と話するとき	駅のアナウンスを聞き、とき、駅員と話するとき	(仕事のとき) 職場の人と話するとき	近所の人と話するとき	子供の学校の先生と話するとき	薬局など(電化製品、宅急便、買い物をするとき)	電話	困ることはないです	その他
全体		373	58.4	49.3	47.7	43.7	41.0	38.3	29.0	17.4	0.0	0.0
母語	英語	49	77.6	69.4	34.7	34.7	40.8	22.4	42.9	16.3	-	-
	中国語	98	58.2	45.9	44.9	36.7	39.8	33.7	27.6	22.4	-	-
	韓国語	64	71.9	48.4	57.8	48.4	45.3	43.8	14.1	9.4	-	-
	ベトナム語	87	40.2	42.5	58.6	47.1	43.7	50.6	31.0	5.7	-	-
	ネパール語	37	73.0	56.8	37.8	62.2	37.8	35.1	32.4	45.9	-	-
	その他	38	39.5	42.1	39.5	39.5	34.2	36.8	31.6	18.4	-	-
在住期間	半年(6か月)以下	16	62.5	62.5	50.0	50.0	37.5	56.3	37.5	31.3	-	-
	1年以下	48	66.7	60.4	45.8	66.7	47.9	29.2	31.3	43.8	-	-
	2年以下	119	49.6	46.2	52.9	33.6	31.1	38.7	30.3	14.3	-	-
	3年以下	106	65.1	50.9	47.2	41.5	44.3	39.6	32.1	9.4	-	-
	4年以下	72	58.3	43.1	41.7	41.7	47.2	38.9	18.1	6.9	-	-
	5年以下	12	50.0	41.7	41.7	75.0	50.0	33.3	33.3	58.3	-	-
現在の日本語レベル	N4(初級~初中)	219	65.8	51.6	45.7	43.4	39.3	40.6	30.1	19.2	-	-
	N5(初級)	154	48.1	46.1	50.6	44.2	43.5	35.1	27.3	14.9	-	-

2.外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項

Q 日本語を聞くと、相手がどのように話すとわかりやすいですか。(複数回答可)



		n=	ゆっくり話す	はっきり話す	イラストや絵を見せる	短い文で話す	説明する	簡単な言葉に変えて	難しい言葉は、簡易な言葉に置き換える	ジェスチャーを使う	大事な言葉を紙に書く	わかりやすいものはなく
全体		373	57.1	56.3	49.3	45.8	44.0	43.4	42.1	41.3	41.3	2.7
母語	英語	49	71.4	55.1	63.3	59.2	34.7	51.0	49.0	44.9	44.9	2.0
	中国語	98	58.2	51.0	46.9	45.9	49.0	53.1	40.8	53.1	40.8	-
	韓国語	64	40.6	62.5	40.6	29.7	51.6	29.7	34.4	42.2	42.2	1.6
	ベトナム語	87	54.0	39.1	35.6	39.1	28.7	40.2	36.8	23.0	23.0	9.2
	ネパール語	37	67.6	78.4	73.0	70.3	56.8	35.1	59.5	51.4	51.4	-
	その他	38	60.5	78.9	60.5	47.4	52.6	47.4	44.7	36.8	36.8	-
在住期間	半年(6か月)以下	16	68.8	62.5	62.5	56.3	62.5	37.5	50.0	50.0	50.0	-
	1年以下	48	64.6	60.4	62.5	58.3	60.4	39.6	58.3	58.3	58.3	-
	2年以下	119	52.1	58.8	40.3	40.3	41.2	42.0	32.8	39.5	39.5	1.7
	3年以下	106	51.9	48.1	49.1	42.5	38.7	43.4	40.6	36.8	36.8	6.6
	4年以下	72	58.3	52.8	52.8	44.4	36.1	43.1	43.1	37.5	37.5	1.4
	5年以下	12	100.0	100.0	50.0	75.0	75.0	83.3	66.7	41.7	41.7	-
現在の日本語	N4(初級~初中)	219	56.2	53.4	47.0	48.9	43.8	46.1	44.3	43.4	43.4	4.6
	N5(初級)	154	58.4	60.4	52.6	41.6	44.2	39.6	39.0	38.3	38.3	-

2.外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項

「やさしい日本語」のポイント

POINT 1 話し出す前に内容を整理する

⇒全体像を最初に示しましょう
「結論を先に話す」ように心がけると、話が分かりやすくなります

POINT 2 一文を短くし、語尾を明瞭にして文章を区切る（「です」「ます」で終える）

「ので、から、が、けれど、て、で、たら」といった接続助詞でつながる文を切って分けましょう

「血圧を測らせていただくので、こちらの椅子に腰かけていただけますか。」
⇒「血圧を測ります。この椅子に座ってください。」

POINT 3 尊敬語・謙譲語は避けて、丁寧語を用いる（ため口も避ける）

外国人にとって尊敬語・謙譲語はとて難解なので、外しましょう
「です・ます」の形は最初に教科書に出てくる基本形です

「ご記入ください」⇒「書いてください」
「これはあぶないよ」⇒「これはあぶないです」

POINT 4 単語の頭に「お」をつけない（可能な範囲で）

「お菓」「お会計」⇒「菓」「会計」

POINT 5 漢語よりも和語を使う

漢語は専門用語などによく使われますが、聞いただけ（音だけ）では意味が伝わらないものが多いです
その場合、次のような対応が考えられます

A. 置き換える：日常用語に置き換えられるもの

「明日は8時に集合してください」⇒「明日は8時に 集まって ください」
「この作業は4時に 終了します」⇒「この 作業は 4時に 終わります」

B. 説明を加える：理解度が低く説明が必要な用語

C. 意図的に使う（解説付き）：現場でよく使う大事な用語

研磨（磨く）、裁断（切る）、確認（確かめる）

POINT 6 外来語を多用しない

外国人には外来語の理解が難しく、英語起源の外来語であっても伝わるとは限りません（そもそも英語はあまり伝わりません）

POINT 7 言葉を言い換えて選択肢を増やす

「測定します」⇒「測ります、調べます」

POINT 8 ゼスチャーや実物提示

操作盤などは指差して説明、工具などは実物を見せる

POINT 9 オノマトペ（擬音語・擬態語）は使わない

「ふわふわ」「どんどん」「ガシャン」「サット」「ガンガン」⇒なるべく使わない

POINT 10 相手の日本語の力が高い場合は「やさしい日本語」をやめる

⇒状況に合わせてスイッチを切る

在留支援のための やさしい日本語ガイドライン

2020年8月



出入国在留管理庁
文化庁

在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン
（出入国在留管理庁・文化庁）

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html



「やさしい日本語」は日本人が学習するものです。
「やさしい日本語」の動画教材は
「Youtube やさしい日本語」
で検索すると多くの教材がヒットします。
是非お試しください。

やさしい日本語 「ハ・サ・ミの法則」

東京外国語大学の荒川洋平教授が提唱するやさしい日本語への言い換えのコツ、「**はっきり言う**」「**最後まで言う**」「**短く言う**」の頭文字をとったものです。

「はっきり言う」は、ハキハキとした発音で内容を明確に伝えること

「最後まで言う」は、文末までしっかりと言葉にすること

(例) 「今ちょっと忙しいので」は、「ので」の後に言いたいことが隠されています。忙しいので具体的にどうしてほしいのかを省略せずに、言葉の最後まで言い切りましょう。

「短く言う」は、長い文章を短く区切り、単文にして話すこと

YouTube にある「桂かい枝 入門・やさしい日本語『ハサミの法則』」も楽しく学べるツールとして参考になります。これを作成した吉開章氏からお聞きしたところでは、外国の方がこの落語を聞いて笑い、それを見ていた日本の方が「外国人にも落語がわかるのだ」といって喜ばれたとのこと。共通の話題がコミュニケーションを広げた良い例だと思います。

<https://www.youtube.com/watch?v=d2bFW6jKOPM>

日本語による安全衛生教育の実施に当たって ～文化の違いを知る～

海外人材の活用に頭を悩ませている企業の多くは、日本社会特有の“あうんの呼吸”に依存している傾向が強い。「いちいち言わなくてもそれくらい自分で考える」という風土・体制の中では、異なった文化的背景を持ち日本語に対してハンディキャップがある海外人材に厳しすぎる。

近頃は国内のコンビニや飲食店でも大勢の海外人材の活用が見られる。なぜ製造作業に比べてイレギュラーな対応が多い接客業務に彼ら/彼女らがそれなりに従事できるのか？その答えは、業務標準の装備度と教育の仕方にあると考える。

フランチャイズによる多店舗経営をしている流通・飲食業では、元々アルバイト従業員に向けた業務のマニュアルが細かく整えられている所が多く、そのマニュアルを用いた教育の仕方もほぼ決められている。つまり製造業も例外ではなく、標準の装備とそれを用いた教育をしっかりと行っていくことが鉄則である。

海外人材を活かすためのモチベーション向上 従業員のモチベーションは、生産性と品質に大きな影響を及ぼし、企業・事業の採算性や市場競争力に直結する。しかしながら、海外人材を粗末に扱い、それがモチベーションの低下につながっているケースが多く見られる。海外人材の活用が上手く行っていない企業では、国内で受け入れた海外人材についても、海外現地法人のローカル人材についても、「言われたことだけやればいい」、「機械化できない単純作業を押し付ける」といった考えを持った経営層やマネージャーが多いかもしれない。彼ら/彼女らはロボットの代わりでもないし単純作業しかできない訳でもない。上手く動機付けできれば、予想以上の活躍をしてくれるはずだ。実際、出身国で高等・専門教育を受けてきた人材も多いし、バイリンガルやマルチリンガルも多数存在する。モラルや意欲の低下した一部の日本人より、よっぽど戦力になるという声も多く聞いてきた。モチベーションの源泉は人それぞれだが、日本人と海外人材を比較した場合に大きく感じるのは、“稼ぎ”に対する貪欲さである。日本も近年は格差が拡大してきたと言われているが、北欧諸国などの一部を除き、どの国も日本以上に格差が大きいのが普通である。海外人材の出身国では学歴やポジションは収入に大きく影響する。だから収入アップに直結する自身のスキルアップには貪欲な姿勢を示す。

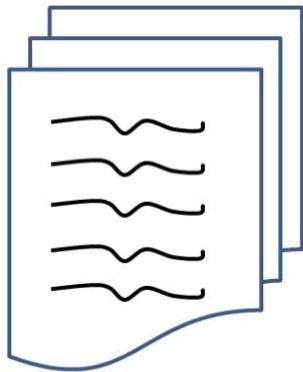
2.外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項

作業標準の「見える化」⇒「動画マニュアル」の導入

「動画マニュアル作成ソフト」の活用（多機能なソフトができています）

- 音声を自動認識して字幕生成
- 専門知識がなくても映像編集できる
- 大事なポイントは図形で強調（正しい手順にはマル、間違った手順にはバツなど、動画に図形を挿入）
- アクセス履歴と習熟度進捗をレポート
- 100ヶ国語以上の外国語に自動翻訳（字幕やタイトルを瞬時に自動翻訳）

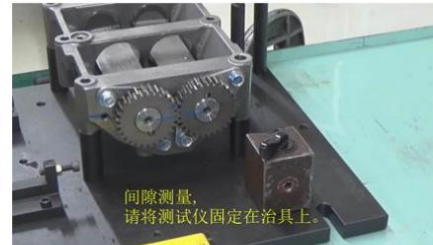
「動画マニュアル」の作成手順（例）



STEP 1 :
作業標準化
動作分析～要領化



STEP 2 :
台本作成
ポイントとなる点のまとめ



STEP 3 :
動画作成
現地語音声・テロップを挿入

2.外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項

「日本人社員も外国籍社員も 職場でのミスコミュニケーションを考える」動画教材

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLcRmz7bR5W3kCaWuRjnba0HVNwg4BPqsk>



動画名称	概要
仕事に関する文化・習慣の違いから生ずるミスコミュニケーション	
5分前行動	5分前行動という習慣／考え方の違い
定時退社	定時退社(残業)に対する認識の違い
チームでの仕事	自分の仕事の範囲、チームで仕事をするという認識の違い
資料の様式	社内資料の作成で重視することに対する認識の違い
業務の指示や受け答えで生じるミスコミュニケーション	
いいよ、大丈夫	Yes/No がはっきりしない表現
仕事の締切り	締切りの伝え方があいまい
仕事の目的	仕事の目的の伝え方(「ルールだから」では伝わらない)
わかりました	仕事の指示内容を相手が正しく受け取っているか
評価やフィードバックで生じるミスコミュニケーション	
注意の仕方	人前で指摘することへの受け止め方
言いたいことははっきりと	人を介して指摘することへの受け止め方
褒める	評価の理由があいまい
評価の基準	評価の基準や具体的な項目が示されない
配属やキャリアの視点で生じるミスコミュニケーション	
配属	仕事の配属や人材育成の考え方の違い(ジョブ型・メンバーシップ型)
長期休暇	冠婚葬祭の文化や休暇に対する認識の違い
キャリアプラン	本人の希望するキャリアプランと実際の仕事のズレ
その他の文化・価値観の違いから生じるミスコミュニケーション	
宗教礼拝	宗教についての配慮
飲みニケーション	プライベートな時間についての考え方の違い
ひとりぼっちの部下	外国籍社員が相談できる相手がいない／制度がない
ストーリー 1(複数のミスコミュニケーション)	仕事の後の仕事、人前での注意、わかりづらいお願い、など
ストーリー 2(複数のミスコミュニケーション)	仕事の締切り、距離の取り方、仕事の進め方、など

外国人従業員とのコミュニケーションのコツ（コミュコツ）

話しかけるとき（伝え方）の工夫	話を聞くととき（聞き方）の工夫
話すスピードが速くないか	話を聞く姿勢を持つ
一度にたくさんの内容を話していないか	もう一度話してもらう
難しい言葉（知らない言葉）を使っていないか	問いかけて内容確認する①（ひとつずつ問いかける）
具体的な指示になっているか	問いかけて確認する②（「はい」、「いいえ」で答えられる聞き方をする）
仕事の仕上がりを示しているか	実物を見る
会話の内容が伝わっているか 確認しているか	

一般財団法人日本国際協力センター：厚生労働省委託事業

「外国人就労・定着支援事業」



外国人労働者(基礎段階)

外国人就労・定着支援研修

外国人を雇用している事業者

「コミュコツ」ベーシック/アドバンス

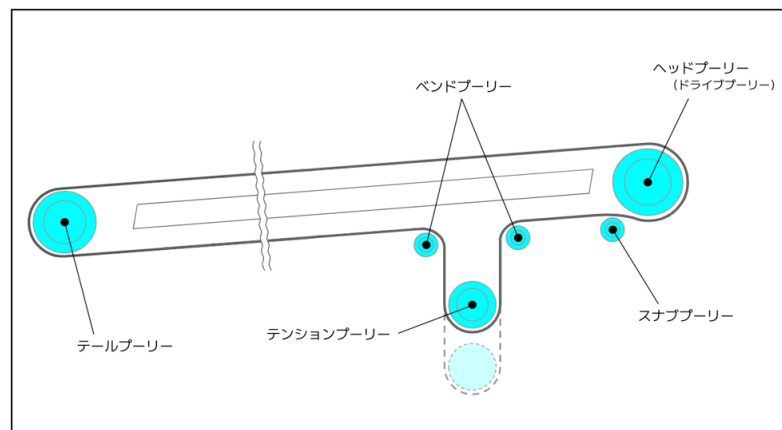
3.外国人労働者に係る災害事例

【災害発生状況】

工場内仕上げ室で、仕上げ業務終了後のコンベア清掃作業中、電源を切らないまま、作業を行ったことから、コンベアのローラー部分に右腕を挟まれ、受傷したもの。

受信の結果右尺骨骨折と診断され約2ヶ月の休業となる見込み。

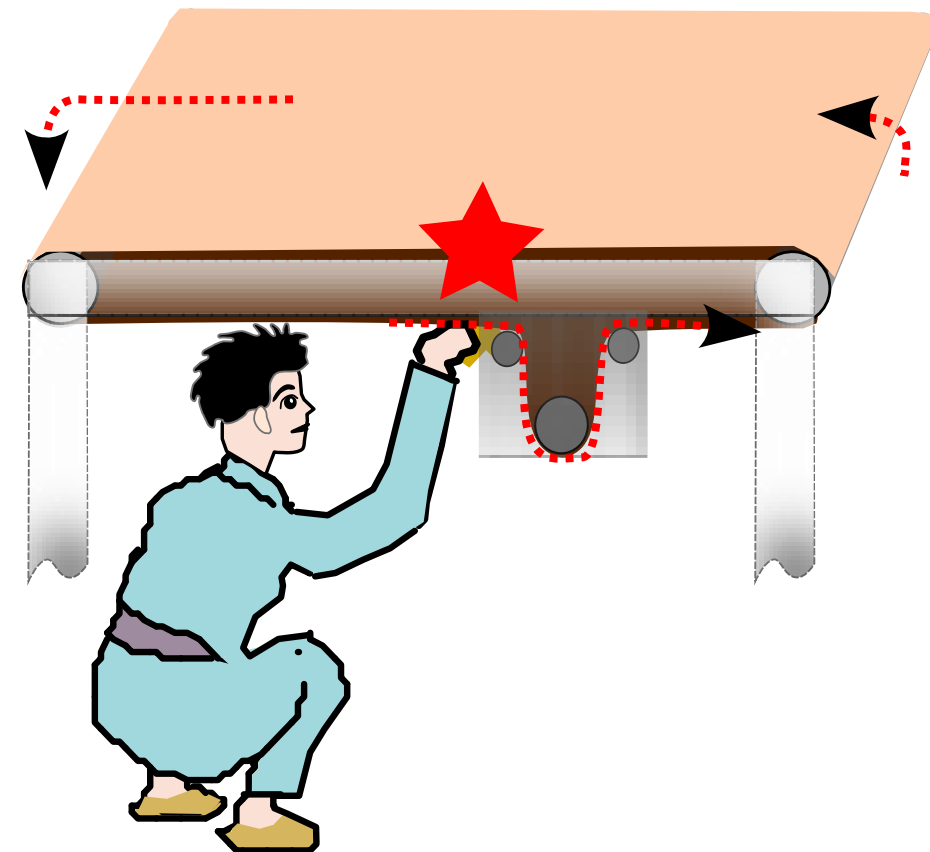
国籍	【ベトナム】
在留資格	【特定技能】
経験期間	【5か月】
起因物	【コンベア】



【発生原因～推定～】

死傷病報告の図から上図のようなテンションプーリー機構のベルトコンベアと思われる。テンションプーリーはベルト内側にあるが、バンドプーリーはベルト外側にあり、災害時はコンベアを稼働させながらバンドプーリーをタオル等で清掃していたものと思われる。テンションプーリー部の両端はカバーがあったと推測され、コンベア下側に潜り込んでの作業と思われる。

本災害は、電源を切り忘れたというよりは、意図的に電源を入れてプーリーを回し、その回転を利用して清掃を行っていたと思われる。



災害発生日 2023

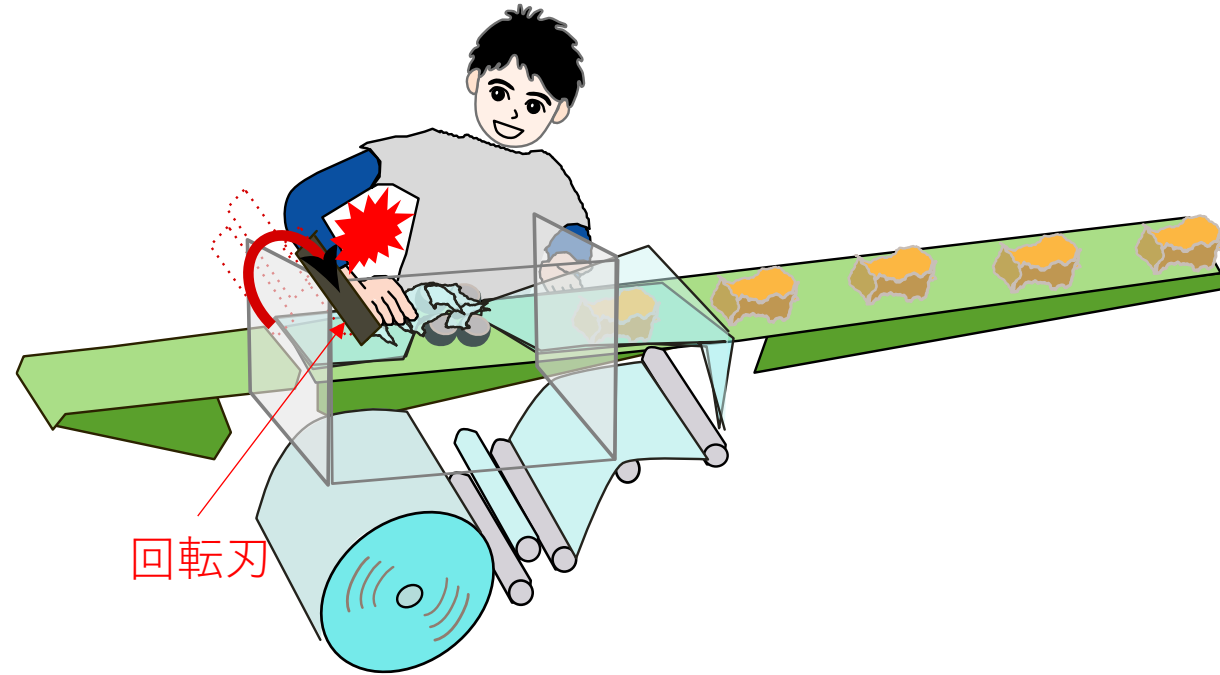
3.外国人労働者に係る災害事例

【災害発生状況】

本社工場内の逆ピロー包装機（お菓子を個包装する機械）の原料を詰める場所でフィルムとお菓子が機械内で詰まって為に直そうとしたときに機械停止ボタンを押した後、回転刃が定位置まで回ってから止まる前に右手で詰まったフィルムを右に引っ張った際に本人の不注意により回転刃に薬指をはさまれた。

国 籍
在留資格
経験期間
起因物

【ベトナム人】
【特定技能1号】
【6か月】
【食品加工機械】



災害発生日 2023

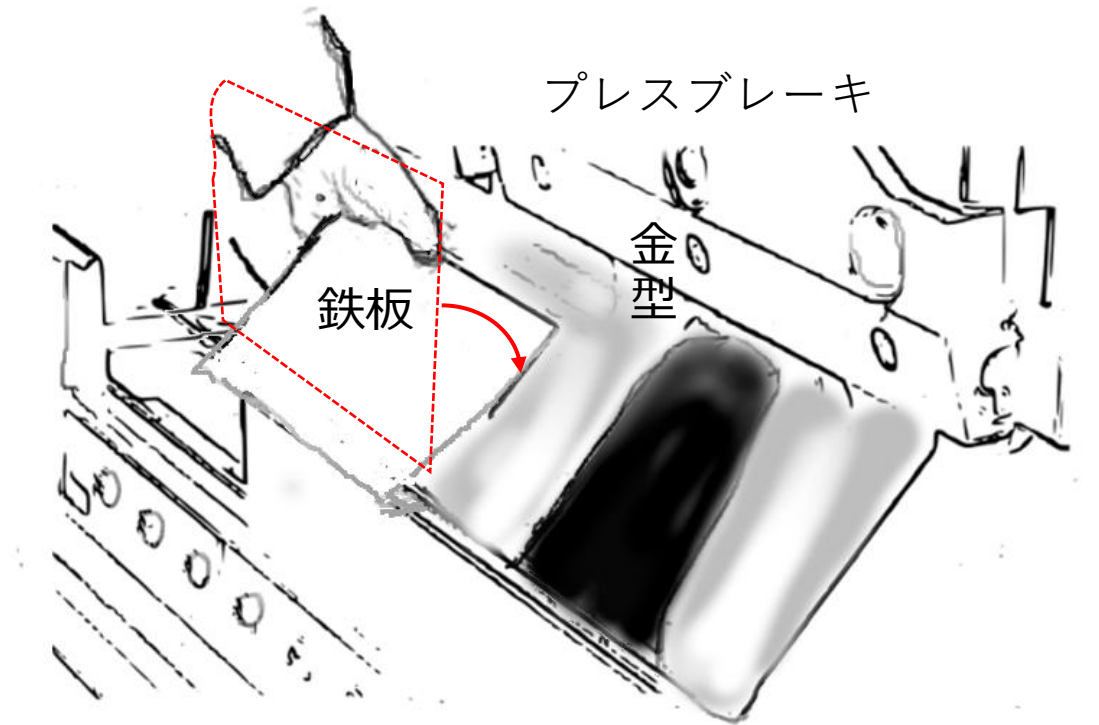
3.外国人労働者に係る災害事例

【災害発生状況】

曲げ作業場にて、プレスブレーキでの曲げ作業の際、鉄板と金型間に指をはさみ、ケガをしました。曲げ時に鉄板の持ち方を誤り、ペダルを踏んだのが原因です

業種【中分類】	金属製品製造業
事故の型	はさまれ、巻き込まれ
起因物【小】	プレス機械
傷病性質【小】	関節の障害（捻挫、亜脱臼及び転位を含む）
傷病部位【小】	指
休業期間【月】	1月未満
在留資格【原データ】	14・技能実習
国籍	ベトナム
派遣該当	非派遣
性別	男
事業所規模	100～499人
経験年数	0年
年齢	20～29歳

材料を保持していた手



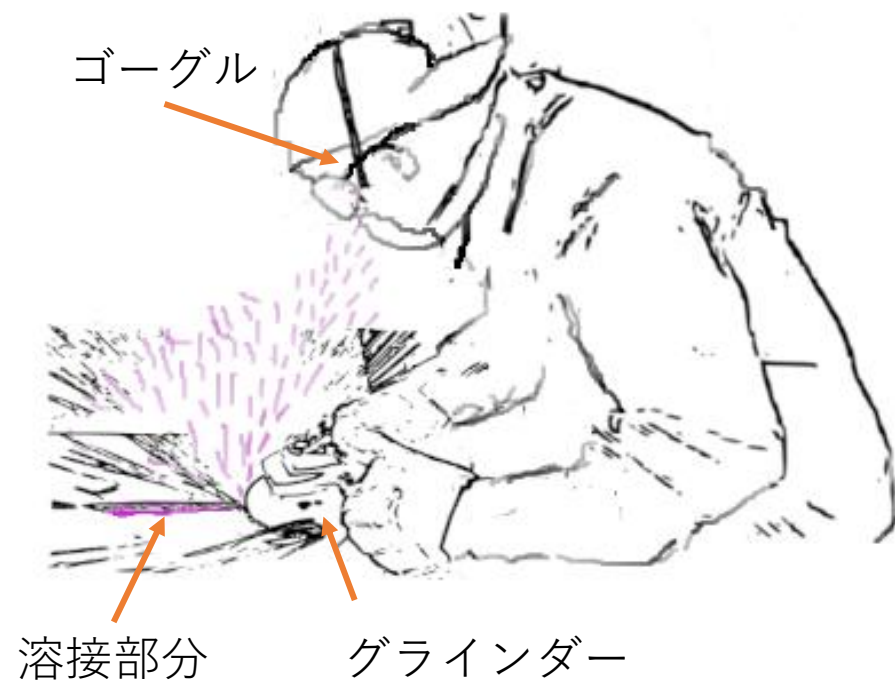
災害発生日 2024

3.外国人労働者に係る災害事例

【災害発生状況】

製缶工場内仕上げエリアで溶接した部分をグラインダー仕上げ中に保護ゴーグルを着用しグラインダーに切粉が飛んできてゴーグルの隙間から切粉が入った右目に切粉がささる

業種【中分類】	金属製品製造業
事故の型	飛来、落下
起因物【小】	研削盤、バフ盤
傷病性質【小】	創傷（切創、裂創、刺創及び挫滅傷を含む）
傷病部位【小】	眼
休業期間【月】	1月未満
在留資格【原データ】	7 1. 特定技能 1 号
国籍	ベトナム
派遣該当	非派遣
性別	男
事業所規模	30～99人
経験年数	0年
年齢	30～39歳



災害発生日 2024

3.外国人労働者に係る災害事例

技能実習生を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況

監督指導事例	送検事例
<p data-bbox="142 289 1235 332">機械による労働災害が発生したことを契機に、安全対策について指導</p> <p data-bbox="142 358 417 401">労基署の指導等</p> <ul data-bbox="142 405 1235 825" style="list-style-type: none">■食料品製造業の工場内で、技能実習生が食肉加工用の機械に手を挟まれ負傷する労働災害（右手人差し指切創、休業4日間）が発生したため、労働基準監督署が立入調査を実施した。■機械の運転を停止しないまま、技能実習生が、機械に詰まった肉を取り除こうとした際、コンベヤの間に手が挟まれたものであったことから、是正勧告した。■また、同種災害の再発防止のため、母国語による作業手順書の作成など、外国人労働者に分かりやすい方法により安全衛生教育や安全対策を行うよう指導した。	<p data-bbox="1286 289 2295 332">架設通路に手すり等の墜落防止措置を講じなかった疑いで送検</p> <p data-bbox="1286 358 1447 401">捜査経過</p> <ul data-bbox="1286 405 2397 682" style="list-style-type: none">■工場の外壁工事現場で足場の解体中、技能実習生に作業用具などの運搬を行わせる際に使用する昇降階段（架設通路）に手すりが設置されていなかった。■この結果、技能実習生が昇降階段の高さ約12メートルの場所から地上に墜落し死亡する労働災害が発生したことから、労働基準監督署において捜査し、送検した。
<p data-bbox="142 851 338 893">会社の対応</p> <ul data-bbox="142 898 1235 1175" style="list-style-type: none">■労働者の身体に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転を停止することなど、機械作業工程の作業手順について、通訳を介して技能実習生全員に教育を行った。■母国語による作業手順書を作成するとともに、視覚的に注意喚起を行うため、各機械に、切創防止手袋の着用のイラストや母国語に翻訳したステッカーを貼り付けた。	<p data-bbox="1286 851 1447 893">被疑事実</p> <ul data-bbox="1286 898 2397 989" style="list-style-type: none">■法人及び代表者について 架設通路を使用させるに当たり、墜落による危険を防止する措置を講じなかったこと。 <p data-bbox="1286 1041 1447 1083">違反条文</p> <p data-bbox="1286 1088 2262 1175">労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）違反 労働安全衛生規則第552条（架設通路）</p>

3.外国人労働者に係る災害事例

特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況

監督指導事例	送検事例
<p>食品加工機械による労働災害が発生したことを契機に、安全対策について指導</p>	<p>プレス機械を用いた作業を行わせる際、安全措置を講じなかった疑いで送検</p>
<p>労基署の指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 食料品製造業の工場内で、特定技能外国人が包装機械のフィルムカット用の刃で手の指を切断する労働災害（左手中指及び薬指切断、休業1か月間）が発生したため、労働基準監督署が立入調査を実施した。 ■ 特定技能外国人は、フィルムの位置を調整する作業を行っていたところ、誤って起動スイッチを押し、下降してきた刃で指を切断した。このため、機械の刃部に覆いを設けるまでの間の機械の使用停止を命令した。 ■ また、安全装置の点検及び整備を行っていなかったこと、特定技能外国人に対して、雇入れ時の安全衛生教育を行っていなかったことから、是正勧告した。 	<p>捜査経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 金属製品製造工場において、特定技能外国人にプレス機械で金属部品の加工作業を行わせる際、光線式安全装置を無効にしていた。 ■ この結果、特定技能外国人の手がプレス機械にはさまれ、指を切断する労働災害が発生したことから、労働基準監督署が捜査し、送検した。
<p>会社の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 包装機械の刃部に覆いを取り付けるとともに、作業の開始前に、覆いを含めた安全装置の状況を点検リストを使ってチェックすることとした。 ■ 漢字に振り仮名を記載するなど、外国人労働者にも分かりやすい安全対策のマニュアルを作成し、特定技能外国人に安全衛生教育を行った。 	<p>被疑事実 法人及び取締役について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① プレス機械の安全装置に取り付けられた切り替えキースイッチにより、安全装置が作動しない状態のまま作業させ、労働者の安全確保措置を講じなかったこと。 ② プレス機械作業主任者が、安全装置の切り替えキースイッチを自身で保管していなかったこと。 <p>違反条文 労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）違反 労働安全衛生規則第131条（プレス等による危険の防止） 労働安全衛生法第14条（作業主任者）違反 労働安全衛生規則第134条（プレス機械作業主任者の職務）</p>

外国人労働者に特有の事情を考慮した再発防止対策の検討

雇入れ時教育・作業内容変更時教育（安衛法59条1項、2項
安衛則35条）を行うにあたっては、

- ① 汎用のテキストを用いるだけでなく、実際に使用する機械器具についてどのような危険性があるか具体的に教えるとともに必ず理解度を確認すること。
- ② 作業に習熟する間、トラブルが発生した場合には作業を中止し
機械を止める
上司を呼ぶ
指示を待つ
ことを徹底すること。
- ③ 同様のトラブルが発生した際に「止める」「呼ぶ」「待つ」の動作ができた際には、基本動作を理解したことをほめること。

参考 雇入れ時・作業内容変更時の教育すべき事項

教育事項	
1	機械等、原材料等の危険性または有害性及びこれらの取扱方法に関すること
2	安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能及びこれらの取扱方法に関すること
3	作業手順に関すること
4	作業開始時の点検に関すること
5	当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
6	整理、整頓及び清潔の保持に関すること
7	事故時等における応急措置及び退避に関すること
8	上記に掲げるもののほか、当該業務に関する安全または衛生のために必要な事項

作業を指示する際にはミスコミュニケーションを避けるため、指示は具体的に行うとともに指示の内容を復唱させるなどにより理解が十分か否か確認すること。特に日本語が未習熟、経験期間が短い労働者について徹底する必要があります。

4. 日常の安全衛生活動

外国人労働者に「危険予知訓練（KYT）」や「ヒヤリハット活動」は無理だ、と思っていますか？

- 日本語に未習熟で、活動の内容や方法を理解できない
- 母国の安全水準がそこまで達していない
- 理解させるまでに手間や時間がかかる
- その他

「無理」「無駄」と思う前に、見方を変えてみませんか！

- 母国での同種作業の経験の有無は？
- 母国での災害防止対策は？
- 対象となる外国人労働者の危険感受性のレベルは？
- 作業手順（マニュアル）はどこまで理解できている？

相手の技量を知れば、おのずと必要な対策が見えてくる！

⇒ コミュニケーションを重ねることによりスキルアップを図ることが大切

⇒ 少しでも意味を理解して、意図する回答をしたら、必ずそれを認めてほめること
(モチベーションの維持・向上に極めて有効)

5. 健康管理の注意点

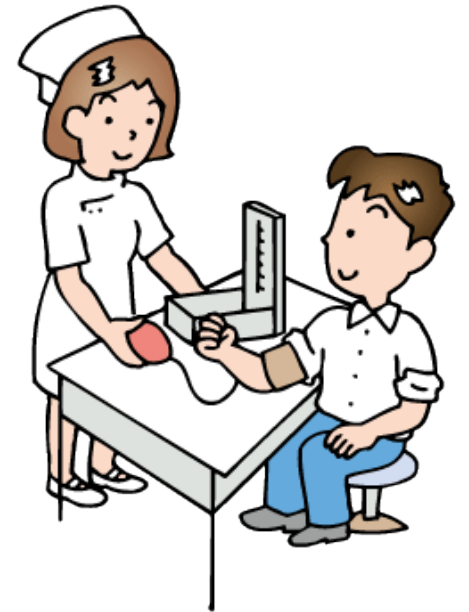
外国人労働者の健康管理にあたっての予備知識

宗教上の特有の習慣やタブーに気を付けましょう

それぞれの宗教でタブーとされていることがあります。こちらが気づかずに対象者が不快に感じることをしないように、心を配りましょう。

例えば、ヒンズー教やイスラム教では、左手は生来不浄の手とされ、どれほどきれいに洗っても不浄性は消えません。物を差し出すときには右手を使いましょう。また、人間の頭は、宗教によっては神や仏が宿る、国によっては精霊が宿ると考えられているため、ベトナム、タイ、インド、ネパール等々の国の人に対しては、子どもの頭を撫でるなどの行為は避けましょう。

イスラム教では、女性は身内以外の男性に肌を見せないように、顔と手足の先以外を覆った服装を着用しています。現地では原則は女性の患者には女性の医療従事者が対応するため、〔健康診断に当たっては、〕可能であれば女性スタッフを手配できるとよいでしょう。無理な場合には本人にその旨を伝えて相談しましょう。夫または保護者に許可を取らねばならない場合もあります。その他、いろいろ分からない時には、対象者に尋ねてください。



外国人労働者における雇入れ時の健康診断の重要性

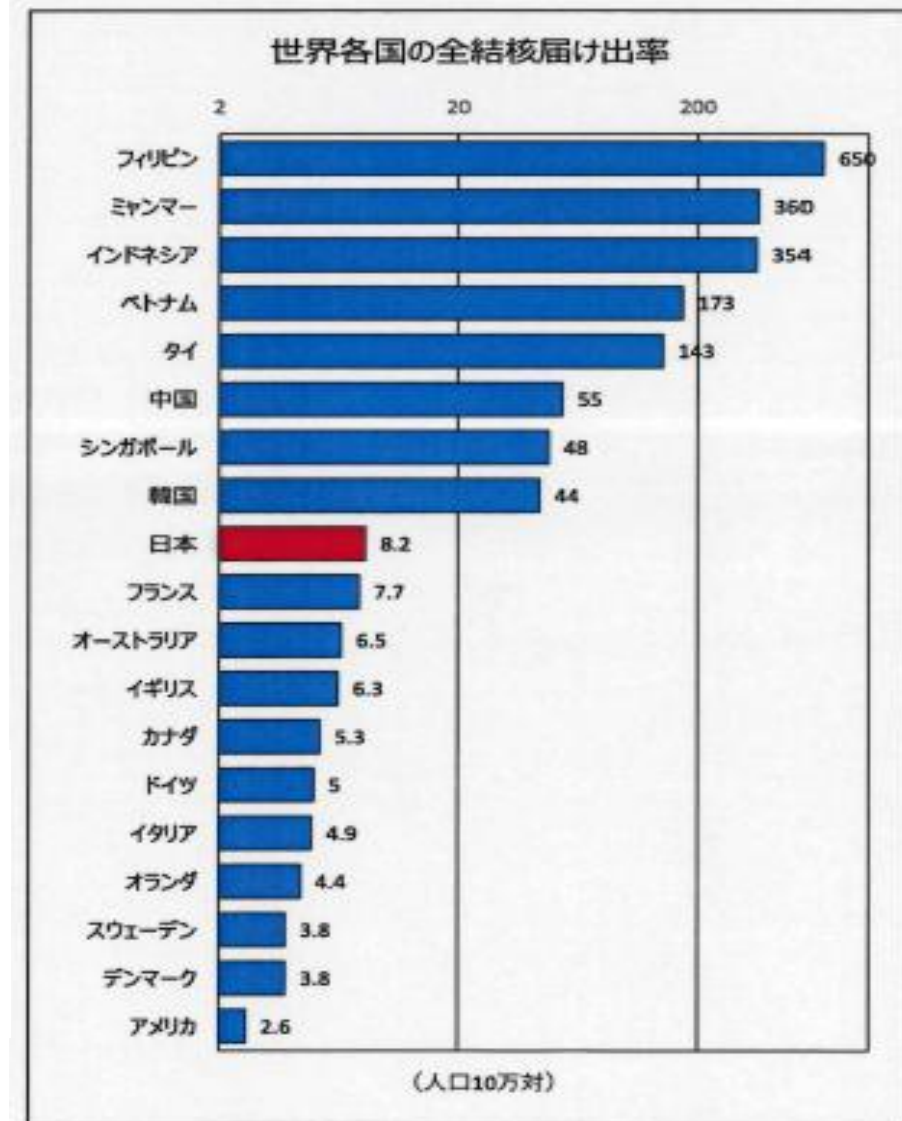
- 来日前に母国で受診した検査結果を提出
 - ⇒ 検査項目に不足がないか確認
- 結核検診（胸部エックス線検査）は必須
 - ⇒ 検査が陽性になった場合に備え、必要な知識を得ておくこと
- 母国の他の感染症についても留意
 - ⇒ 蚊が媒体：デング熱、マラリアなど
 - ⇒ 食べ物・水：コレラ、腸チフス、A・E型肝炎など

【対象国生まれの結核患者数（2023年）】

	フィリピン	ベトナム	インドネシア	ネパール	ミャンマー	中国
日本における患者数	317人	272人	231人	229人	155人	148人
出生国割合	19.6%	16.8%	14.3%	14.1%	9.6%	9.1%

資料出所：「入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン」

出入国在留管理庁・外務省・厚生労働省、令和7年3月31日改正



2023.7現在

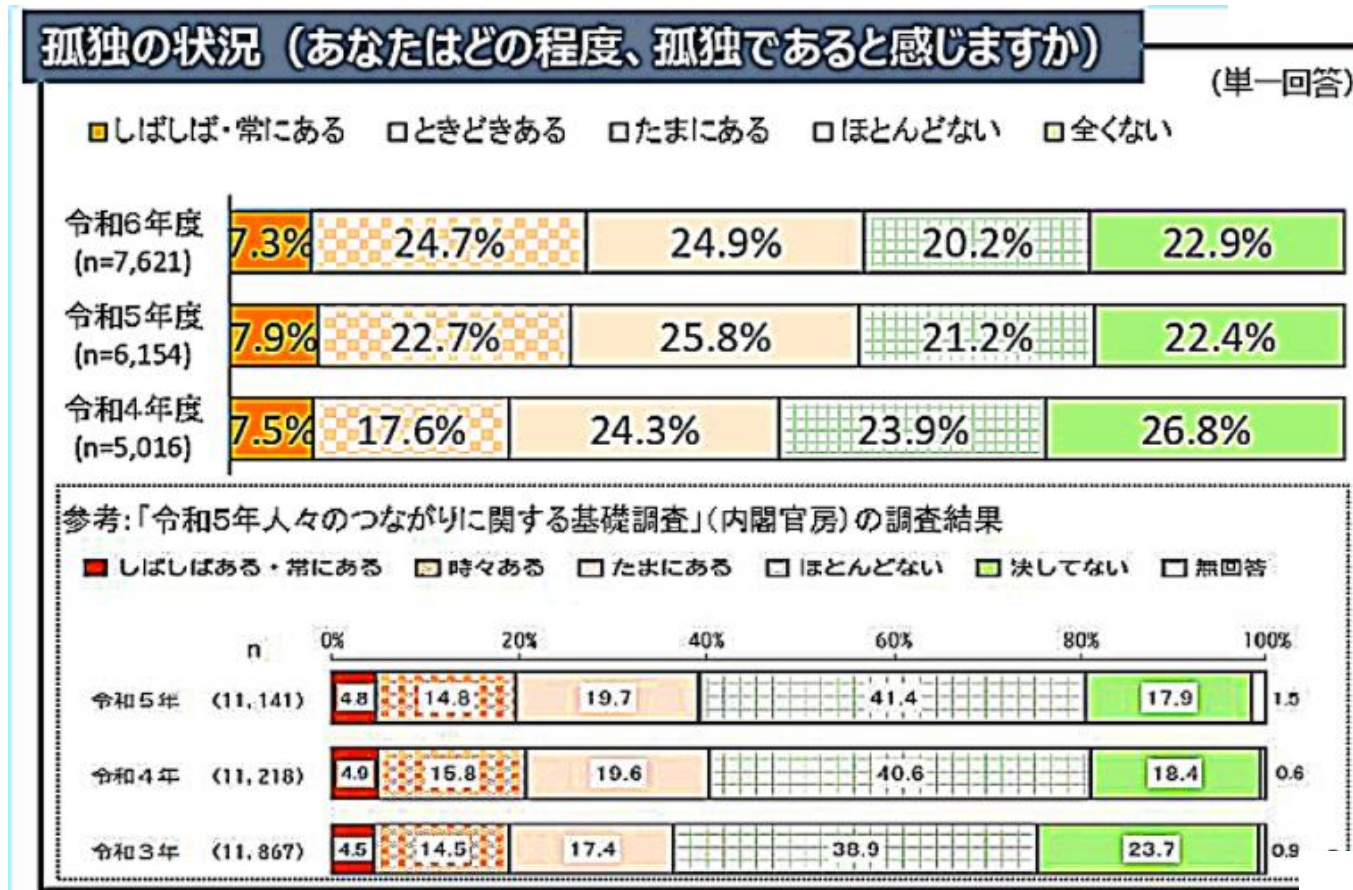
日本の数値は「結核の統計2023」、諸外国はWHO's "TB country.Regional and global profiles "推定罹患率(2023.7.4アクセス)をそれぞれ引用

外国人労働者に対するストレスチェックは必須！

外国人のこころの問題：異文化ストレス

- 1) 異文化、異言語の中での葛藤や混乱
- 2) 異なる習慣や生活様式からくる不適応
- 3) 対人コミュニケーションにおける葛藤
- 4) コミュニケーション不足による職場でのストレス
- 5) 失業や経済的悩み
- 6) 親子間のコミュニケーションギャップ
- 7) 学校における子どもの悩み
- 8) 家族の病気に対する悩み
- 9) 母国に残してきた家族の心配
- 10) 将来に対する悩み

出典：阿部裕「多文化精神医療」ラゲーナ出版（2019）



出入国在留管理庁「令和6年度 在留外国人に対する基礎調査」

6. 視覚的な表現方法による「安全表示」









ピクトグラムについて

ピクトグラムのようなサインやマークは言語の壁や事前の学習、特別な知識がなくても理解することができ、外国人労働者に視覚によるだけで立入禁止箇所や頭上・足元などへの注意喚起、禁煙場所や休憩場所などを伝達するために非常に有効な手法です。





しかし、ピクトグラム（絵文字）は人によって受け止め方に差があり、生活様式や習慣などの違いによってもその差が増幅されることもありますので、その作業に就く外国人労働者がどのように受け止めたかを確認する必要があります。また、操作方法などは一目で表示することはできないなど、限界があることを念頭に、その活用を考えていく必要があります。

このようなことから、標識等を掲示する際は「対象となる機械装置等」を明確にし、「どのような行為・行動」を禁止等するのかが一目でわかる必要があります。掲示場所にも留意する必要がありますし、機械装置等のどの部分かを明らかにするため、場合によってはその機械装置の写真などを合わせて掲示し、どの部分かを明示することも必要でしょう。

JIS規格

 禁止	 注意	 指示	 誘導
 さわらな	 感電注意	 シートベルトを締める	 非常口

海外の例

 日本	 アメリカ	 中国	 ブラジル
---	---	---	---

参考

1950年 (昭和25) → 1960年 (昭和35) → 1963年 (昭和38) → 2017年 (平成29)

建災防統一安全標識の例（外国語標示）

立入禁止



Do Not Enter
禁止入内
CÁM VÀO
Dilarang! Masuk
BAWAL PUMASOK

火気厳禁



Danger: No Open Flame
严禁烟火
CÁM LỬA
Dilarang! Menggunakan Api
MAPANGANIB: BAWAL ANG APOY

足もと注意



Watch Your Step
注意脚下
CHÚ Ý DƯỚI CHÂN
Awat! Bawah Kaki
INGATAN ANG HAKBANG!

墜落注意



Danger: Falling Hazard
当心坠落
CHÚ Ý RƠI NGÃ
Awat! Terpeleset Jatuh
MAPANGANIB: MAY MAAARING BUMAGSAK

開口部注意



Danger: Opening in Floor
当心开口处
CHÚ Ý LỖ MỜ
Awat! Ada Lubang
MAPANGANIB: MAY BUTAS SA SAHIG

有機溶剤使用中



Organic Solvent in Use
正在使用有机溶剂
ĐANG SỬ DỤNG DUNG MÔI HỮU CƠ
Sedang Menggunakan Larutan Organik!
MAY GINAGAMIT NA ORGANIC SOLVENT

保護帽着用



Wear Helmet
必須戴安全帽
ĐỘI MŨ BẢO HỘ
Gunakan Topi Pelindung
MAGSUOT NG HELMET

安全帯使用



Wear Safety Belt
必須系安全带
SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN
Gunakan Sabuk Pengaman
MAGSUOT NG SINTURONG PANGKALIGTASAN

整理整頓



Keep Tidy
整理整顿
VỆ SINH SẠCH SẼ
Rapikan! Dengan Teratur
PANATILIHING MASINOP

安全通路



Safe Passageway
安全通道
LỐI ĐI AN TOÀN
Jalur Keamanan
LIGTAS NA DAANAN

昇降階段



Staircase
上下楼梯
CẦU THANG BỘ
Tangga Naik Turun
HAGDANAN

消火器



Fire Extinguisher
灭火器
BÌNH CHỮA CHÁY
Alat Pemadam Kebakaran
PANG-APULA NG APOY

6. 視覚的な表現方法による「安全表示」

新たな「安全表示」の開発

35種類のイラストと17種類10言語の
注意喚起文を厚生労働省HPに掲載



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714_00006.html

外国人労働者の労働災害防止のための表示(イラスト、注意喚起文)
(食料品製造業等向け)をご活用ください。

外国人労働者を雇用する事業者の皆様は、**外国人労働者が機械等
による危険を視覚・直感的に理解できるイラスト**と、それらと組み合わせる
外国語による注意喚起文を事業場内に掲示するなどによって、外国人労働
者の労働災害防止対策に取り組んでください。

令和6年度 外国人労働者による労働災害防止のためのイ
ラスト等及び注意喚起文等の開発に係る有識者検討会構
成員

労働安全・衛生コンサルタント

労働安全衛生総合研究所

(一社) 日本標識工業会

(一社) 日本パン工業会

(一社) 日本惣菜協会

労働安全・衛生コンサルタント

聖心女子大学 日本語日本文学科 教授

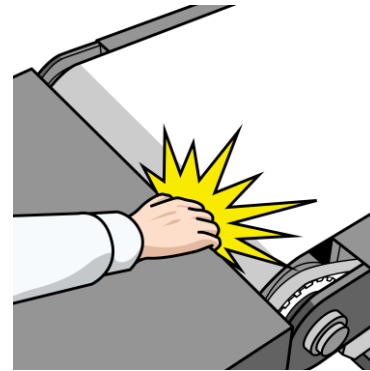
(一財) 日本国際協力センター

平成7年度
金属製品製造業
等向けの新たな
安全表示を開発中

イラスト
(抜粋)



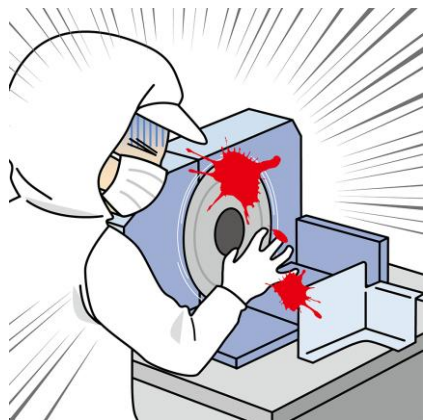
ベルトに手が巻き込まれている作業員のイラスト
注意喚起文10.「運転中は手で触るな」、11.「機械が動いている時は手で触るな」、15.
「清掃時/点検時/修理時⇒機械停止」と組み合わせて使用することが推奨されます。



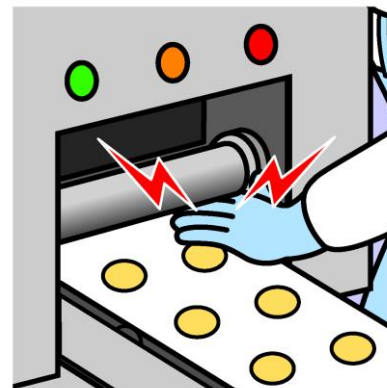
ベルトに作業員の手が巻き込まれているイラスト
注意喚起文10.「運転中は手で触るな」、11.「機械が動いている時は手で触るな」、15.「清掃時/点検時/
修理時⇒機械停止」と組み合わせて使用することが
推奨されます。

ベルトに手が巻き込まれている作業員のイラストに「巻き
込まれ危険」の図記号を追加したイラスト
注意喚起文10.「運転中は手で触るな」、11.「機械が動い
ている時は手で触るな」、15.「清掃時/点検時/修理時⇒
機械停止」と組み合わせて使用することが推奨されます。

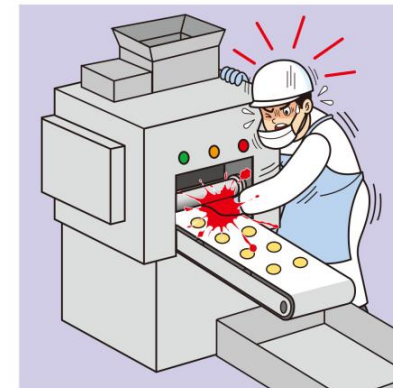
6. 視覚的な表現方法による「安全表示」



スライサーに手が触れ、手が切れている作業員のイラスト(用具を使用していないイラスト)
注意喚起文10.「運転中は手で触るな」、11.「機械が動いている時は手で触るな」、15.「清掃時/点検時/修理時⇒機械停止」と組み合わせて使用することが推奨されます。



成形機のロール部分に手が巻き込まれているイラスト
注意喚起文10.「運転中は手で触るな」、11.「機械が動いている時は手で触るな」、15.「清掃時/点検時/修理時⇒機械停止」と組み合わせて使用することが推奨されます。



成形機のロール部分に手が巻き込まれている作業員のイラスト
注意喚起文10.「運転中は手で触るな」、11.「機械が動いている時は手で触るな」、15.「清掃時/点検時/修理時⇒機械停止」と組み合わせて使用することが推奨されます。



混合機のスイッチをONにしたまま機械に手を入れたため、かはん部分に手が巻き込まれているイラスト
注意喚起文7.「運転中は手を入れるな」、8.「機械が動いている時は手を入れるな」、12.「用具を使う」、15.「清掃時/点検時/修理時⇒機械停止」と組み合わせて使用することが推奨されます。



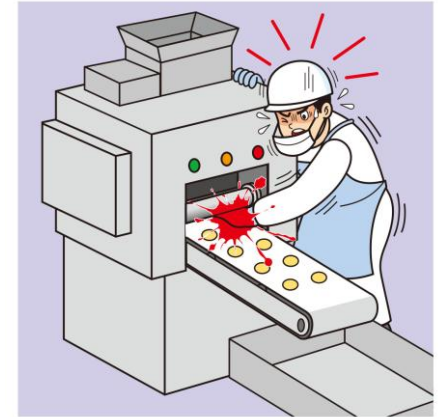
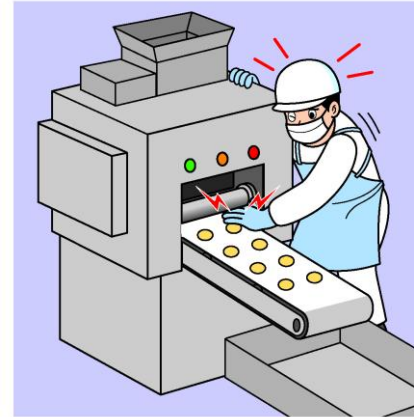
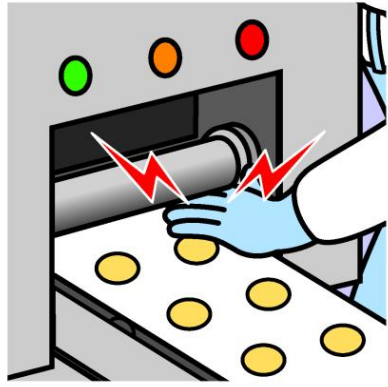
ロール機のスイッチをONにしたまま機械に手を入れたため、ロール部分に手が巻き込まれているイラスト
注意喚起文7.「運転中は手を入れるな」、8.「機械が動いている時は手を入れるな」、12.「用具を使う」、15.「清掃時/点検時/修理時⇒機械停止」と組み合わせて使用することが推奨されます。



包装機に手が巻き込まれている作業員のイラスト
7.「運転中は手を入れるな」、8.「機械が動いている時は手を入れるな」、15.「清掃時/点検時/修理時⇒機械停止」と組み合わせて使用することが推奨されます。



6. 視覚的な表現方法による「安全表示」



成形機のロール部分に手が巻き込まれているイラスト

注意喚起文10.「運転中は手で触るな」、11.「機械が動いている時は手で触るな」、15.「清掃時/点検時/修理時⇒機械停止」と組み合わせて使用することが推奨されます。



濡れた床面で転倒しているイラスト

14.「転倒注意」と組み合わせて使用することが推奨されます。



手で物を運んでいる際にバランスをくずして転倒しているイラスト

14.「転倒注意」と組み合わせて使用することが推奨されます。



機械を清掃するときに、スイッチを切って運転を停止を確認しているイラスト

15.「清掃時/点検時/修理時⇒機械停止」と組み合わせて使用することが推奨されます。



機械の修理中に他の作業員が合図をせずに機械の運転を再開してしまっているイラスト

15.「清掃時/点検時/修理時⇒機械停止」と組み合わせて使用することが推奨されます。

6. 視覚的な表現方法による「安全表示」

注意喚起文
(種類)

- (1)注意 (2)巻き込まれる (3)はさまれる
- (4)禁止 (5)危険 (6)手を入れるな
- (7)運転中は手を入れるな
- (8)機械が動いている時は手を入れるな
- (9)手で触るな (10)運転中は手で触るな
- (11)機械が動いている時は手で触るな
- (12)用具を使う (13)安全装置使用
- (14)転倒注意
- (15)清掃時/点検時/修理時⇒機械停止
- (16)安全確認 (17)怪我するぞ

注意喚起文
(言語)

- 0日本語 1やさしい日本語 2英語
- 3中国語 4ベトナム語 5タガログ語
- 6インドネシア語 7ポルトガル語
- 8スペイン語 9ネパール語
- 10ミャンマー語

(2)巻き込まれる

注意喚起文
(抜粋)

0	日本語	巻き込まれる
1	やさしい日本語	手(て)をまきこみます
2	英語	Hand will get caught
3	中国語	当心卷入
4	ベトナム語	Bị cuốn vào
5	タガログ語	Kainin ng makina
6	インドネシア語	Terlilit
7	ポルトガル語	Engolimento
8	スペイン語	Atrapamiento
9	ネパール語	बेरिन्छ
10	ミャンマー語	ညှပ်ပါသွားသည်

7.参考情報

地方自治体における多文化共生の取組

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日 閣議決定）では事業主の責務として「日本語教育推進法に基づき、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対し、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めること」とされ、国は地方自治体などを介して「事業主等がその雇用する外国人等に対して職務に関連した専門的な知識・技能を習得するための職業訓練として専門的な日本語の習得を実施する場合の支援を行う。」としています。

このようなことから都道府県のみならず市区町村においても「日本語学校」の運営・支援の関して様々な施策を講じています。会社が所在する自治体がどのような取組をしているか、自社の外国人労働者も利用できる「日本語教室」などの施策があるか担当部署に聞いてみることをお勧めします。

全国の自治体の多文化共生担当課一覧。

番号	都道府県	課名	郵便番号	所在地	電話番号
1	北海道	国際課	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5114
2	青森県	誘客交流課（※国際交流に係るものを担当）	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9218
3	岩手県	国際室	020-8570	岩手県盛岡市内丸10-1	019-629-5764
4	宮城県	経済商工観光部国際政策課	980-8570	仙台市青葉区本町三丁目8-1	022-211-2972
5	秋田県	国際課	010-8570	秋田市山王4-1-1 本庁舎2階	018-860-1218
6	山形県	インバウンド・国際交流推進課国際交流室	990-8570	山形県山形市松波2-8-1	023-630-2123
7	福島県	国際課	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7182

（一財）自治体国際化協会多文化共生課（CLAIR）運営の「多文化共生ポータルサイト」より一部抜粋

7.参考情報

番号	都道府県	課名	郵便番号	所在地	電話番号
8	茨城県	県民生活環境部女性活躍・県民協働課	310-8555	茨城県水戸市笠原町978-6	029-301-2174
9	栃木県	県民協働推進課	320-8501	栃木県宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3422
10	群馬県	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	371-8570	群馬県前橋市大手町1-1-1	027-226-3394
11	埼玉県	国際課	330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-2717
12	千葉県	国際課	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2436
13	東京都	生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課多文化共生推進担当	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5320-7738
14	神奈川県	国際課	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-285-0543
15	新潟県	国際課	950-8570	新潟県新潟市中央区新光町4番地1	025-256-8724
16	富山県	国際課	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3156
17	石川県	国際交流課	920-8580	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1381
18	福井県	国際経済課 国際交流・多文化共生グループ	910-8580	福井県福井市大手3丁目17番1号 4階	0776-20-0752
19	山梨県	男女共同参画・共生社会推進統括官 外国人活躍推進	400-8501	山梨県甲府市丸の内1-6-1	055-223-1539
20	長野県	県民文化部文化政策課多文化共生・パスポート室	380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7173
21	岐阜県 (岐阜市)	ぎふ魅力づくり推進部 国際課	500-8076	岐阜市司町40番地5 (みんなの森 メディアコスモス1階)	058-214-6125
22	静岡県	多文化共生課	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9-6	054-221-3310
23	愛知県	社会活動推進課多文化共生推進室	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6138
24	三重県	ダイバーシティ社会推進課	514-0009	津市羽所町700番地 アスト津3階	059-222-5974

7. 参考情報

番号	都道府県	課名	郵便番号	所在地	電話番号
25	滋賀県	国際課	520-8577	滋賀県大津市京町四丁目1番1号	077-528-3063
26	京都府	国際課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4316
27	大阪府	府民文化部 都市魅力創造局 国際課	559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまロフト)37階	06-6210-9309
28	兵庫県	国際課	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3025
29	奈良県	国際課	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8477
30	和歌山県	国際課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2065
31	鳥取県	交流推進課	680-8570	鳥取県鳥取市東町1-220	0857-26-7030
32	島根県	文化国際課	690-8501	島根県松江市殿町1番地	0852-22-6470
33	岡山県	国際課	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7284
34	広島県	国際課	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-2359
35	山口県	国際課	753-8501	山口県山口市滝町1番1号	083-933-2340
36	徳島県	ダイバーシティ推進課	770-8570	徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2129
37	香川県	総務部知事公室国際課	760-8570	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3027
38	愛媛県	観光国際課	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2312
39	高知県	文化国際課	780-8570	高知県高知市丸ノ内1丁目2-20	088-823-9605
40	福岡県	国際政策課	812-8577	福岡県福岡市博多区東公園7-7	092-643-3201
41	佐賀県	多文化共生さが推進課	840-0826	佐賀県佐賀市城内1-1-59	0952-25-7328
42	長崎県	国際課	850-8570	長崎県長崎市尾上町3-1	095-895-2082
43	熊本県	観光国際政策課	862-8570	熊本市中央区水前寺6丁目18-1	096-333-2159
44	大分県	国際政策課	870-8501	大分県大分市大手町3-1-1	097-506-2043
45	宮崎県	国際・経済交流課	880-8501	宮崎市橘通東2丁目10番1号	0985-24-1132
46	鹿児島県	国際交流課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2546
47	沖縄県	交流推進課	900-8570	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	098-866-2479

助成金等の活用

◆ 人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備助成コース



外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成するものです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/001469824.pdf>

◆ 中小企業の外国人従業員に対する研修等支援助成金



中小企業等の外国人従業員に対する日本語教育等の実施に係る経費の一部を補助することにより、企業における外国人従業員の定着を促進することを目的とする。

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/kakuho/R7nihongo_zhoseikin.pdf